

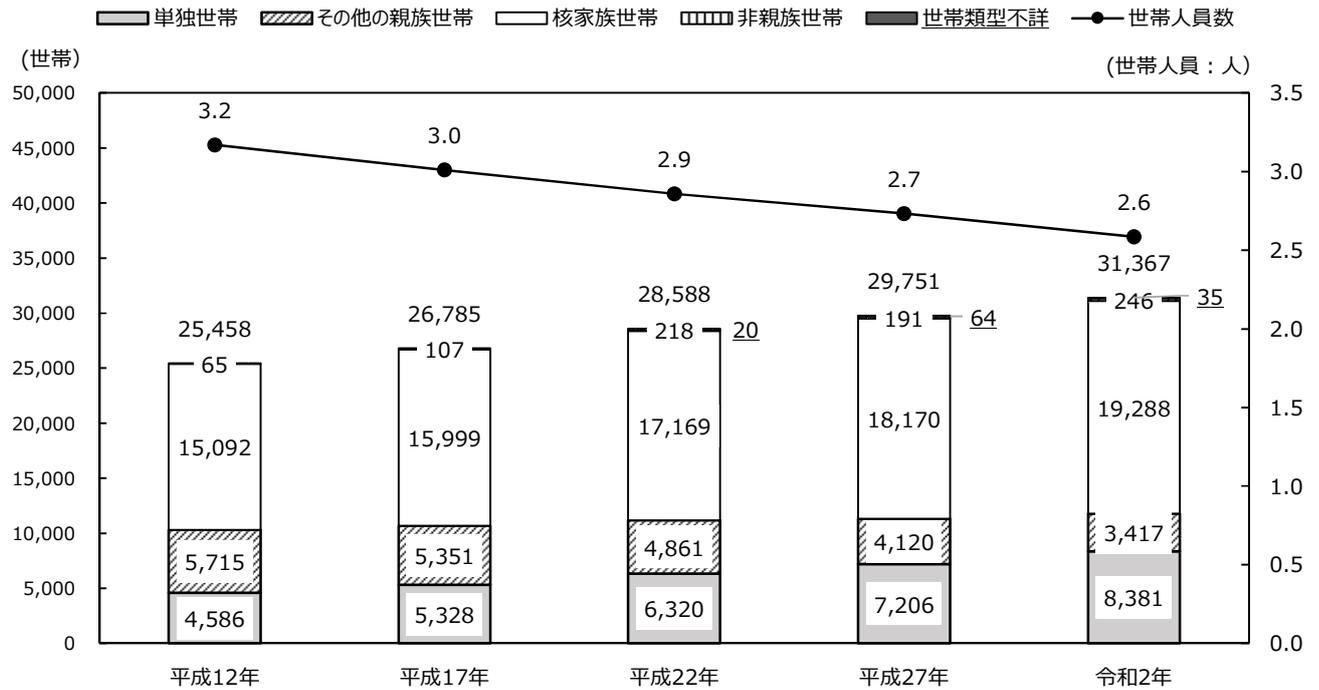
II 地域福祉計画

2) 世帯の状況

世帯数は年々増加しており、その中でも特に単独世帯（ひとり暮らし）の増加が大きく、平成12年から令和2年にかけて1.8倍に増加しています。また、一世帯当たりの世帯人員数は3.2人から2.6人に減少しています。

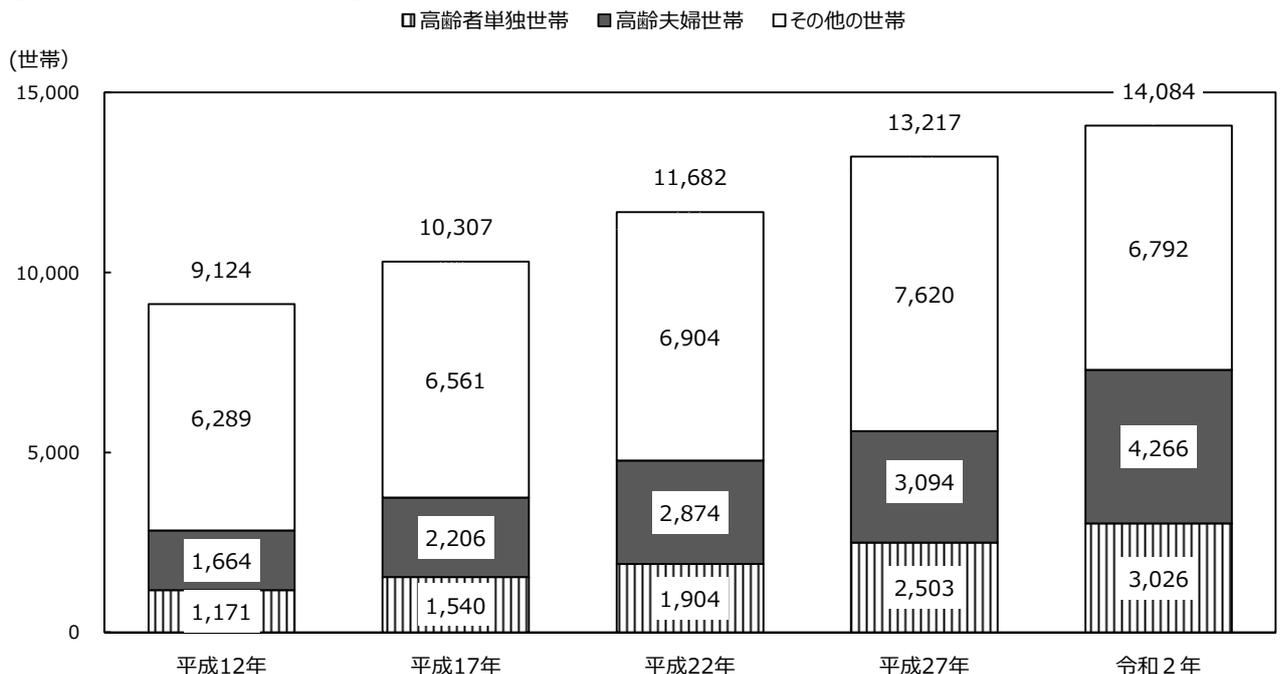
高齢者のいる世帯も年々増加しており、中でも高齢者のいる世帯に占める単独世帯（高齢者のひとり暮らし）及び高齢夫婦世帯の割合は、増加傾向にあります。

【世帯（一般世帯）の推移】



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

【高齢者のいる世帯の推移】



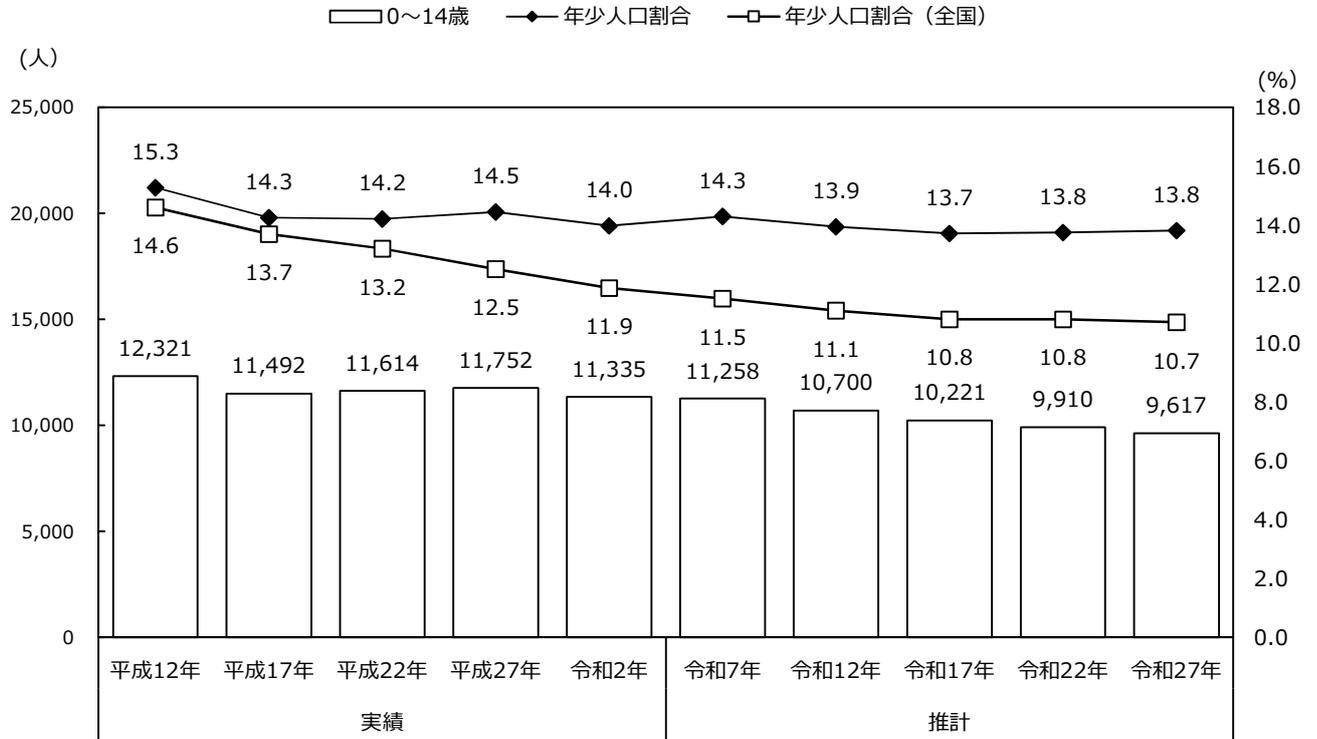
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

3) 子どもの状況

年少人口（0～14歳）は、平成17年から令和2年にかけては横ばいで、令和7年以降は減少することが予測されています。

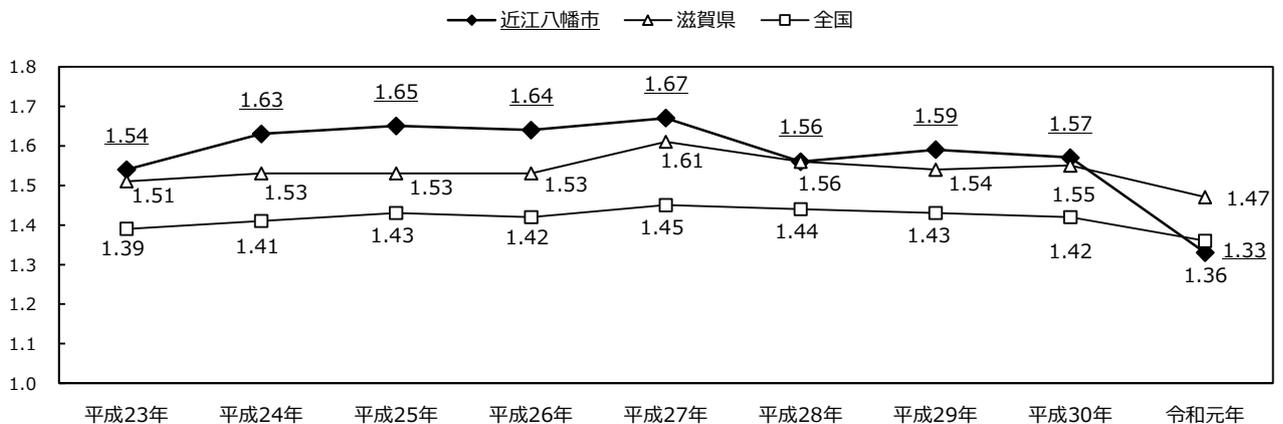
合計特殊出生率は、平成27年まではほぼ横ばいで、平成28年以降減少に転じています。

【年少人口及び年少人口の占める割合の推移】



出典：実績は、国勢調査（各年10月1日現在）。近江八幡市の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、全国の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

【合計特殊出生率の推移】



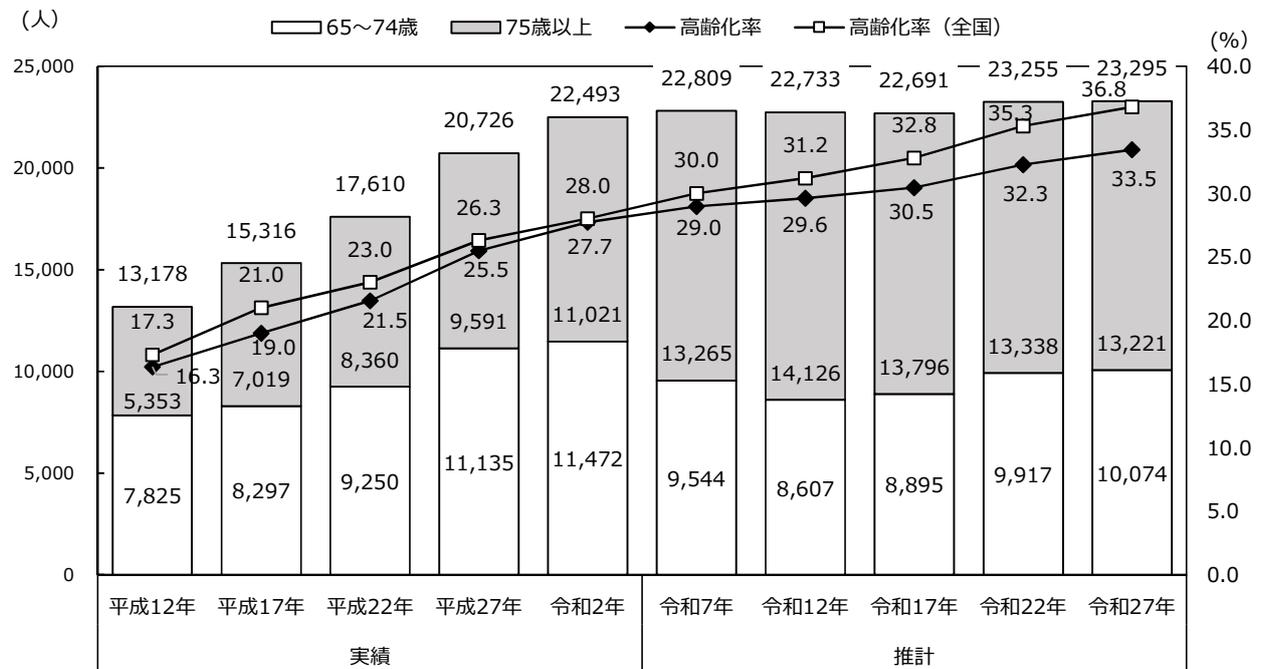
出典：近江八幡市は庁内資料「保健衛生」、滋賀県・全国は「人口動態調査」

4) 高齢者の状況

総人口は減少する中、高齢者数は年々増加しており、平成12年から令和2年までの20年間で約1.7倍になっています。令和2年以降高齢者数はほぼ横ばいになるものの、令和7年以降74歳までの前期高齢者数を75歳以上の後期高齢者数が上回る予測となっています。

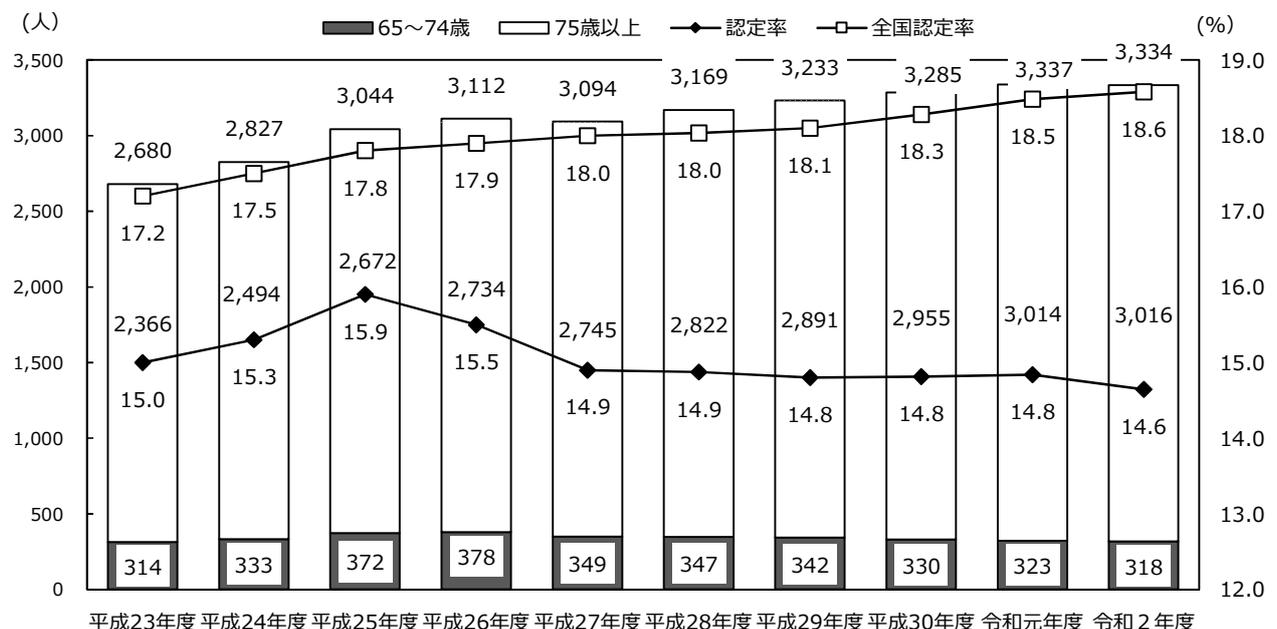
また、要介護（要支援）認定者数は年々増加していますが、認定率は全国の平均値と比べると低い値で推移しています。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】



出典：実績は、国勢調査（各年10月1日現在）。近江八幡市の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、全国の推計データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

【要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移】



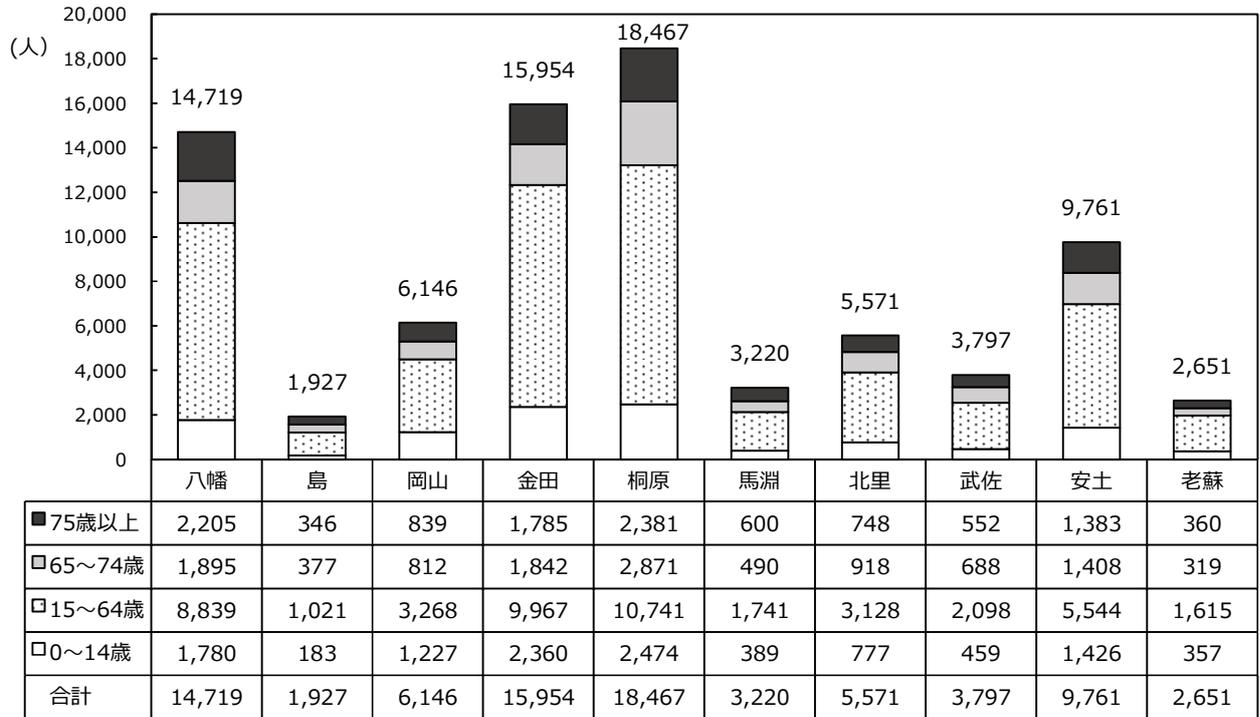
出典：介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）（各年9月末現在）

5) 学区別人口の状況

平成28年と比較して多くの学区で年少人口の割合は減少しましたが、岡山学区、北里学区、老蘇学区では増加しています。また、高齢化率はすべての学区で増加し、島学区、馬淵学区、武佐学区では30%を超えています。

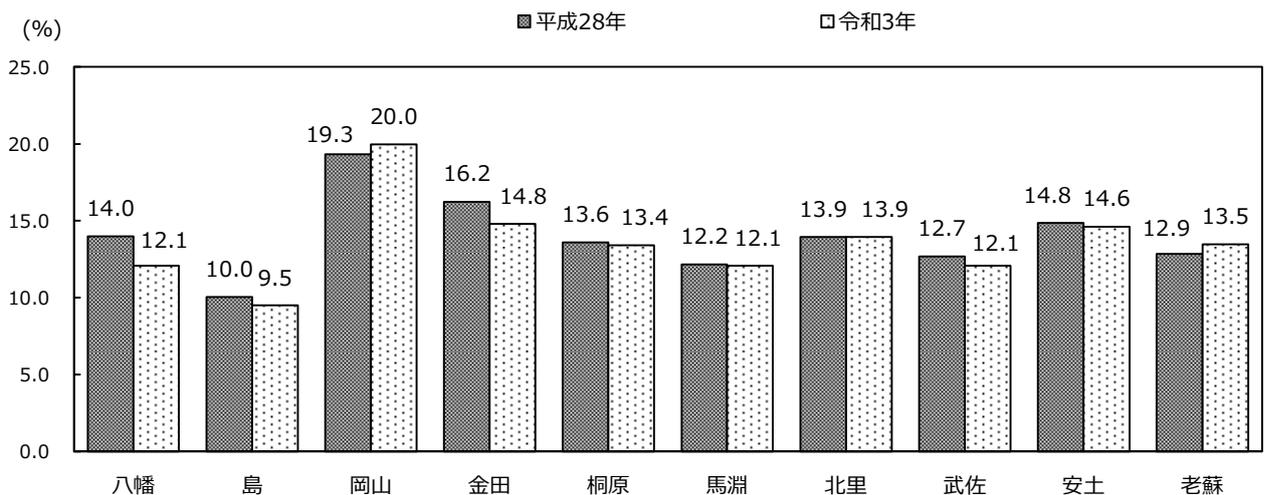
自治会加入率の推移は学区により様々ですが、全体として減少傾向にあります。

【学区別人口の状況】



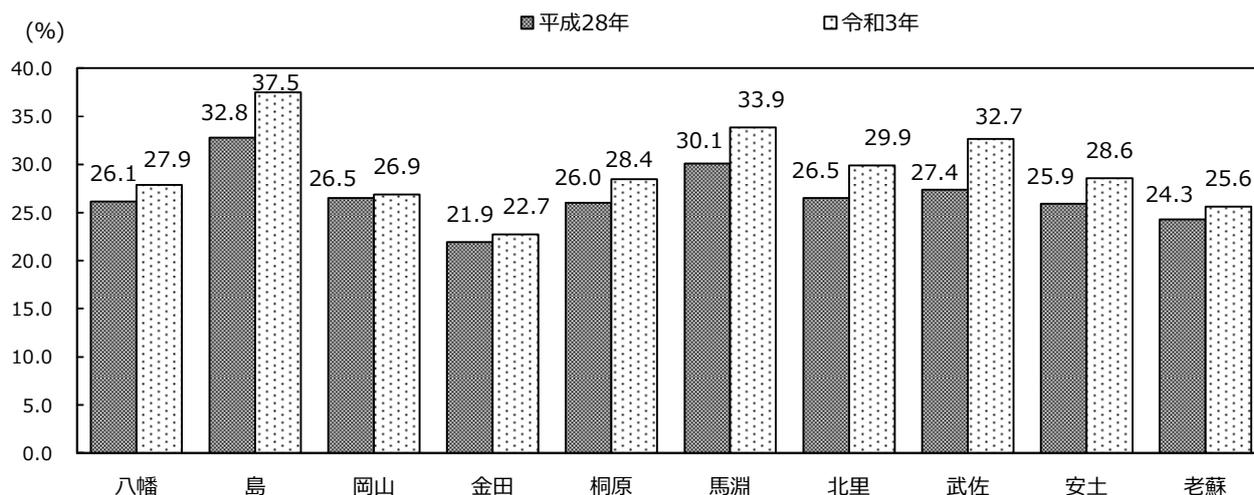
出典：庁内資料（情報政策課）（令和3年3月31日現在）

【学区別年少人口の割合の推移】



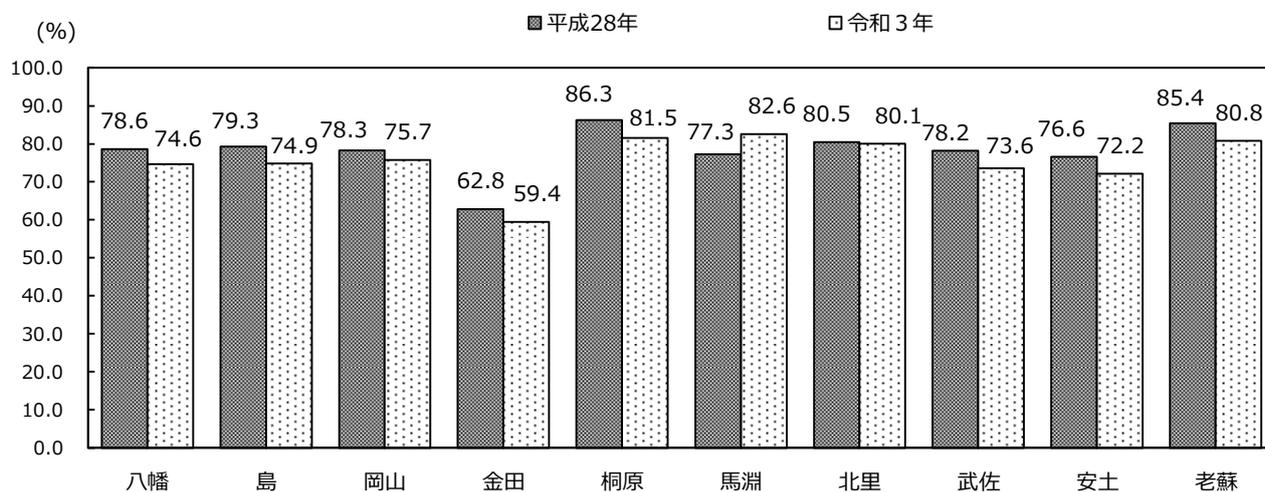
出典：庁内資料（情報政策課）（各年3月31日現在）

【学区別高齢化率の推移】



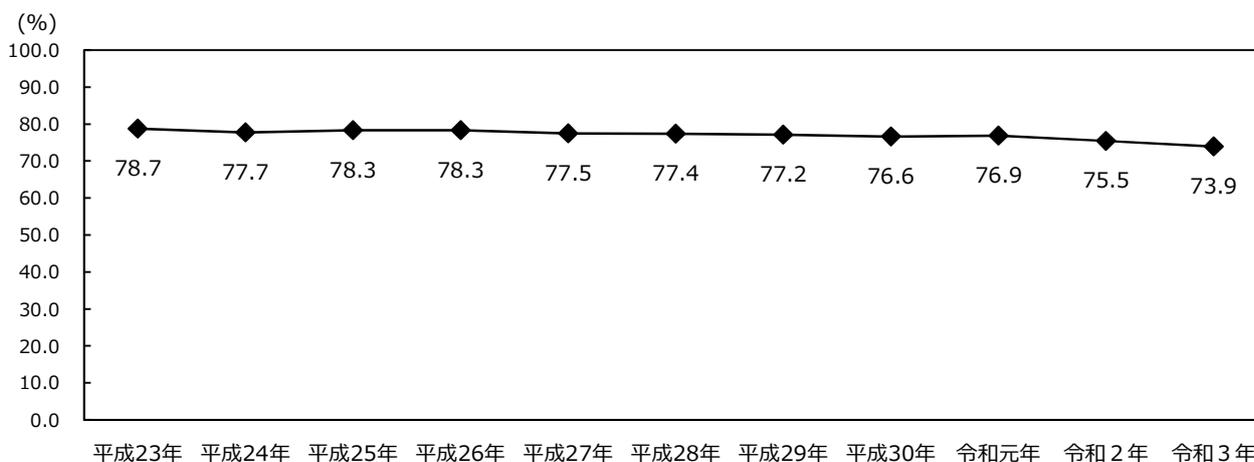
出典：庁内資料（情報政策課）（各年3月31日現在）

【学区別自治会加入率の推移】



出典：庁内資料（まちづくり協働課）（日本人世帯のみ）

【市全体の自治会加入率の推移】

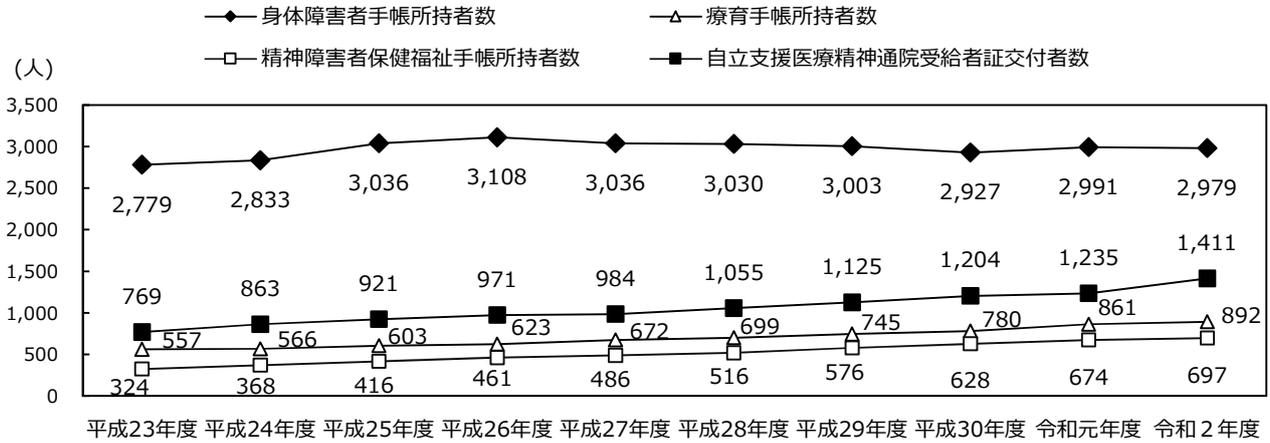


出典：庁内資料（まちづくり協働課）（日本人世帯のみ）

6) 障がい児者の状況

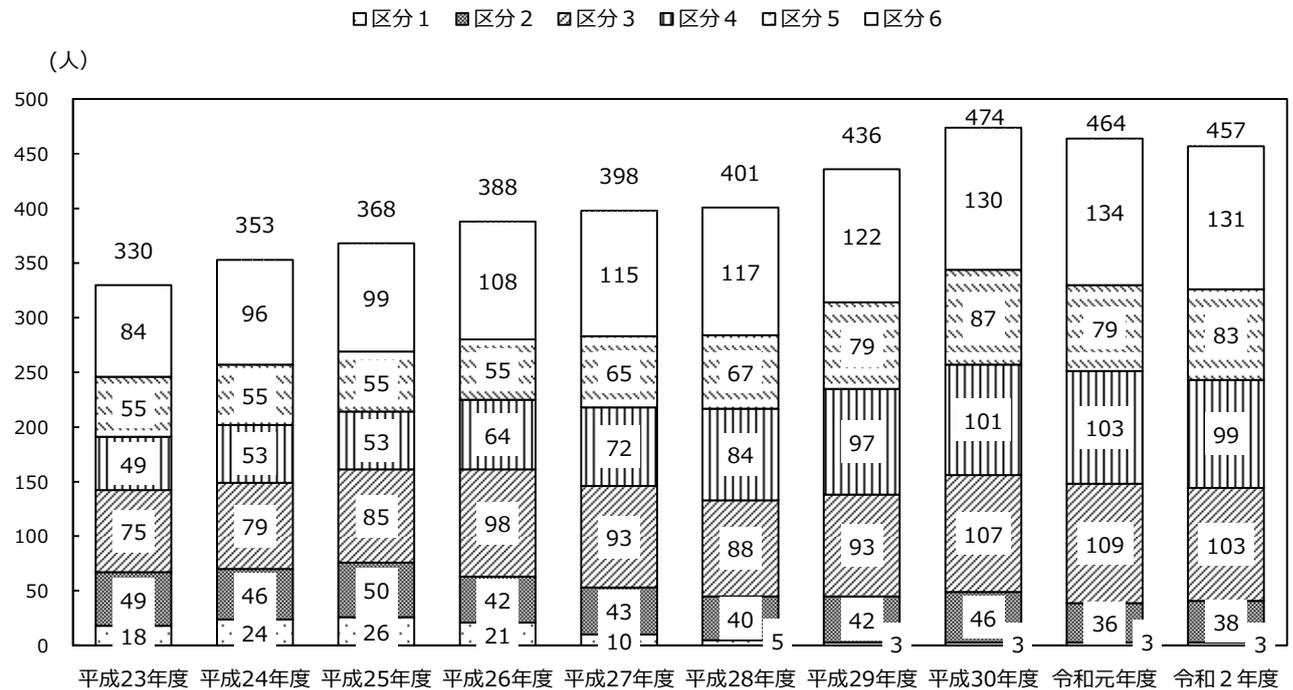
身体障害者手帳所持者数は、平成26年度をピークに減少に転じていますが、そのほかの手帳所持者数は増加傾向にあります。また、自立支援医療精神通院受給者証交付者数についても、年々増加傾向にあります。

【障がい児者数の推移】



出典：庁内資料（障がい福祉課）（各年度3月31日現在）

【障がい支援区分認定者数の推移】

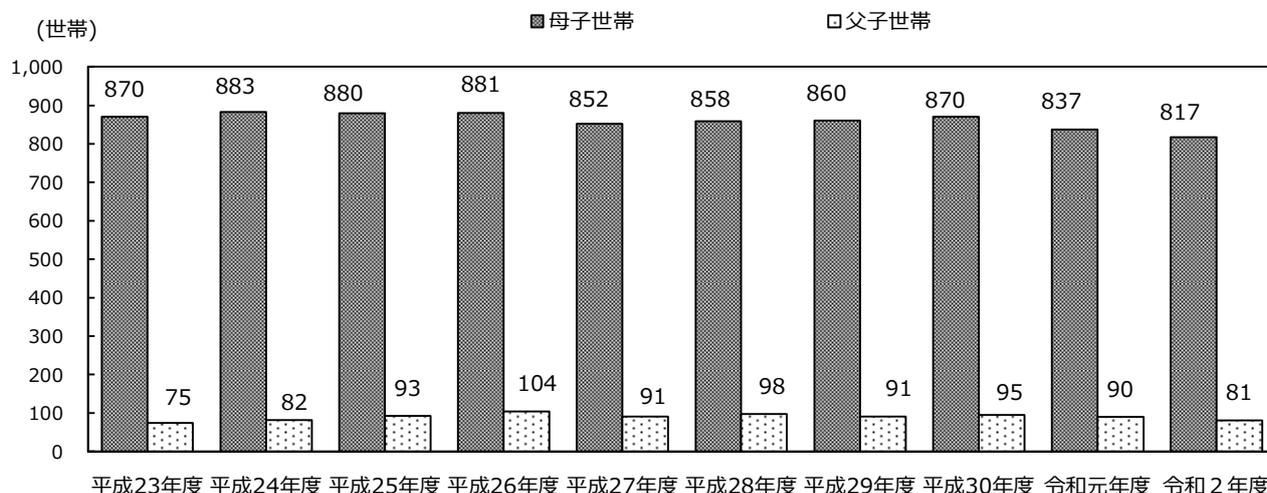


出典：庁内資料（障がい福祉課）（各年度3月31日現在）

7) ひとり親世帯の状況

母子世帯数は平成 23 年度以降はほぼ横ばいで推移しており、800～900 世帯で推移しています。父子世帯数も増減はあるものの、直近の 5 年間は 80～100 世帯で推移しています。

【ひとり親世帯の推移】



出典：庁内資料（子ども支援課）

8) 避難行動要支援者の状況

本市では、高齢者や障がい者など災害が起きたときに自力での避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人を避難行動要支援者として令和 3 年 3 月 31 日現在 3,153 人の登録をしています。登録者数は、平成 28 年 3 月 31 日 2,701 人の 1.2 倍に増加しています。本人の同意のもと日頃からの情報共有と避難支援体制づくりのため、地域の支援者（自治会、自主防災組織及び準ずる組織、民生委員・児童委員）に名簿情報を提供しています。

【避難行動要支援者の登録状況】

	要介護高齢者	障がい児者	その他、必要な人
登録者数	706	680	1,767
同意者数	240	398	781
不同意者数	35	82	92
未回答者数	431	200	894
同意者の割合	34.0%	58.5%	44.2%

出典：庁内資料（福祉政策課）（令和 3 年 3 月 31 日現在）

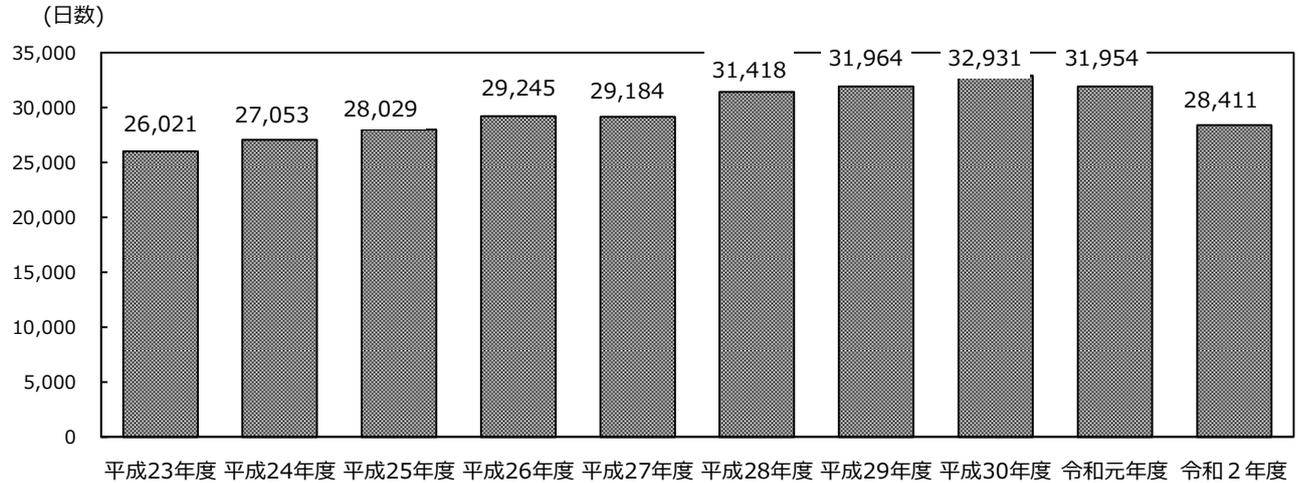
注 1：災害対策基本法改正に伴い平成 26 年から対象者を見直し

注 2：要介護高齢者：要介護 3～5 の人。障がい児者：身体障害者手帳 1、2 級、車いす利用の 3 級の人及び療育手帳 A の人（知的障がい児者）

9) 民生委員・児童委員の活動状況

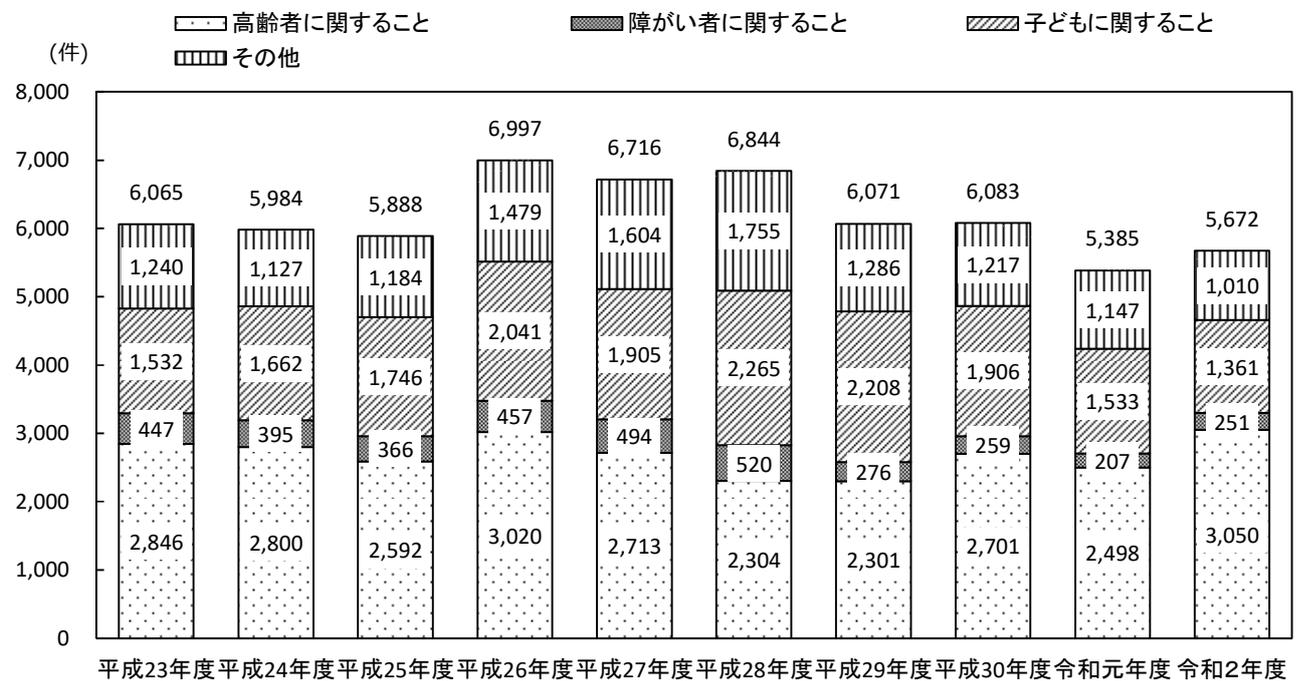
民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動日数は平成28年度以降は令和2年度を除き30,000日を超えています。相談・支援の内容として、令和2年度は高齢者に関することが最も多く、次いで子どもに関することが続き、二つを合わせると全体の78%程度になっています。

【活動日数の推移（各民生委員・児童委員等の総数）】



出典：庁内資料（福祉政策課）

【相談・支援内容の状況（各民生委員・児童委員等の総数）】

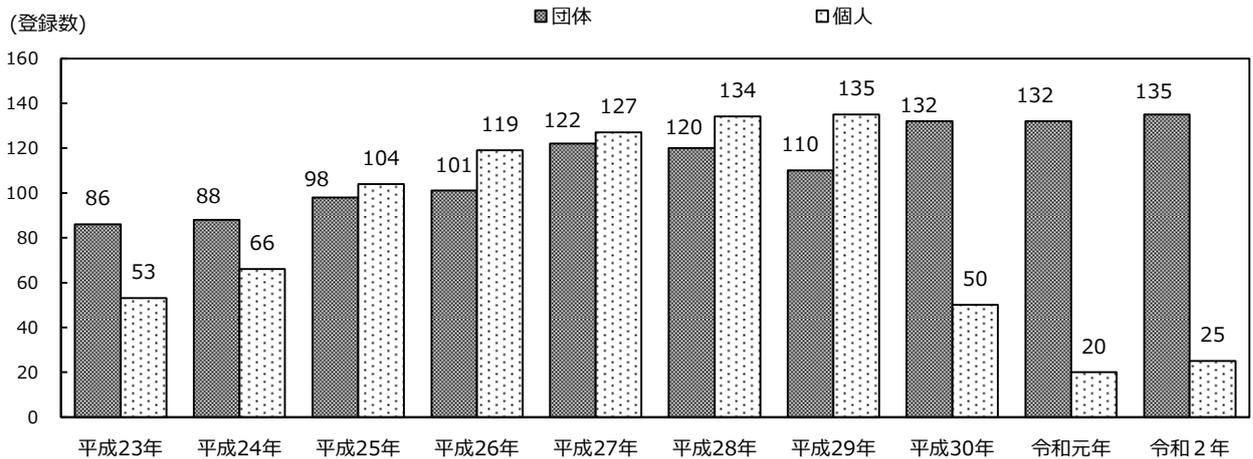


出典：庁内資料（福祉政策課）

10) ボランティアの状況

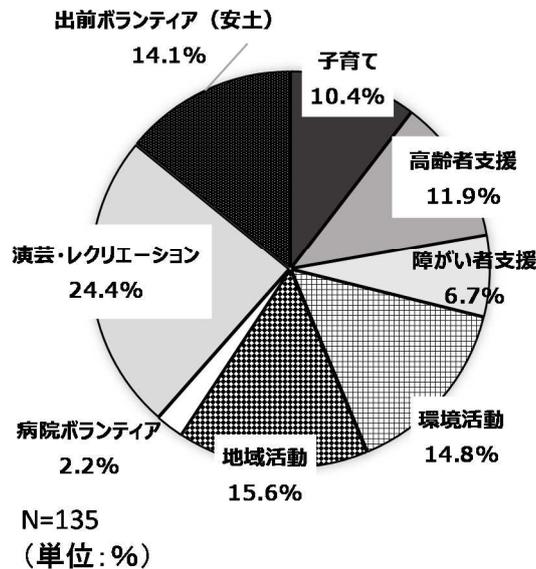
市ボランティアセンターに登録している団体の数は年々増加しています。個人の登録は、平成30年度からボランティアセンターに登録、活動している人数に変更したため登録者数が減少しました。登録団体の活動分野は、「演芸・レクリエーション」が24.4%で最も多く、配食サービスや福祉機器作成、生活支援、健康づくりなど幅広い活動分野である「地域活動」が15.6%、環境活動が約14.8%で続いています。

【ボランティア登録数の推移】



出典：市社会福祉協議会

【ボランティア登録団体の活動分野】



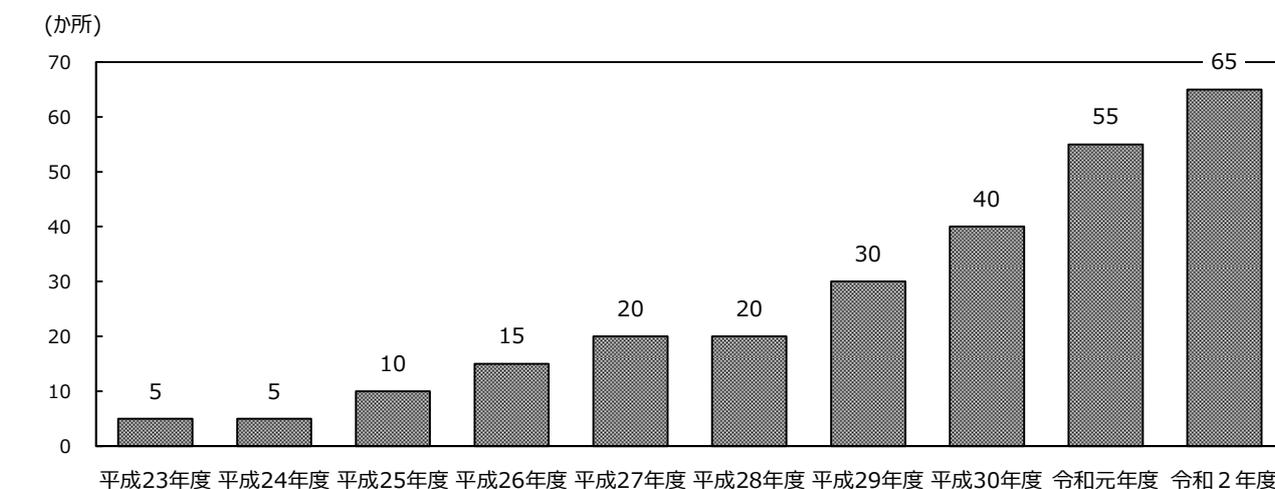
出典：市社会福祉協議会 (令和2年現在)

11) 見守り支えあい活動・ふれあいサロン活動の状況

見守り支えあい活動は自治会を単位に、身近な地域でお互いに見守り支えあいのできる地域づくりをめざして、困りごとの早期発見ができるよう、見守り活動者による情報共有、顔の見える関係づくり、課題への対応に向けた取り組みを地域ぐるみで継続していく活動です。活動実施地域は、年々増加しており、令和2年度には65か所で取り組まれています。

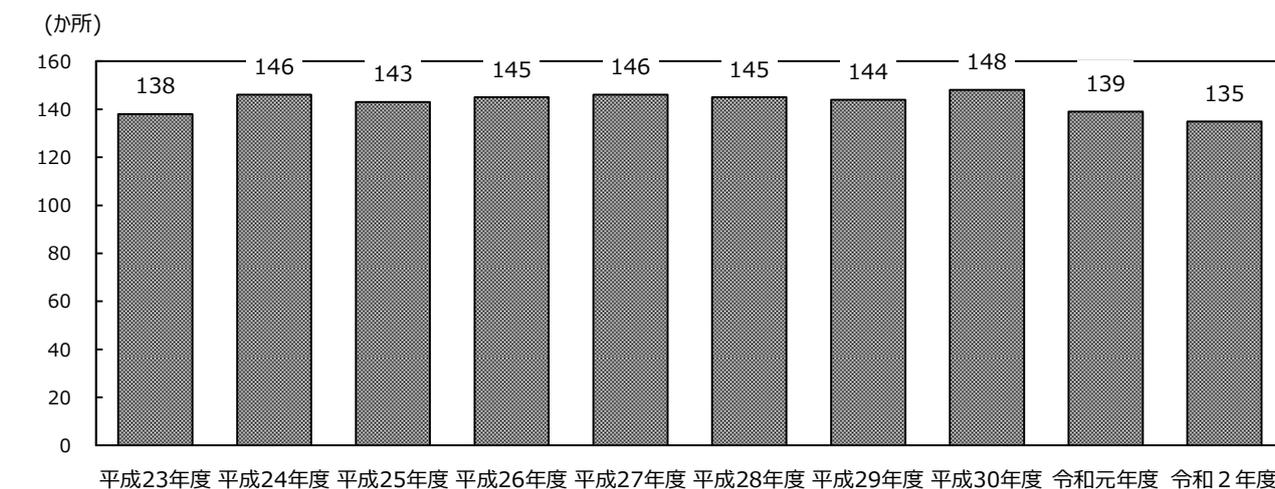
ふれあいサロンは主に高齢者を対象とする活動で、市社会福祉協議会が支援し、自治会単位で行われています。令和元年度から減少に転じていますが、サロン運営者の高齢化等により運営の継続ができなくなった等の理由によるものです。令和2年度は135か所で取り組まれています。

【見守り支えあい活動実施地域の推移】



出典：市社会福祉協議会

【ふれあいサロン実施地域の推移】

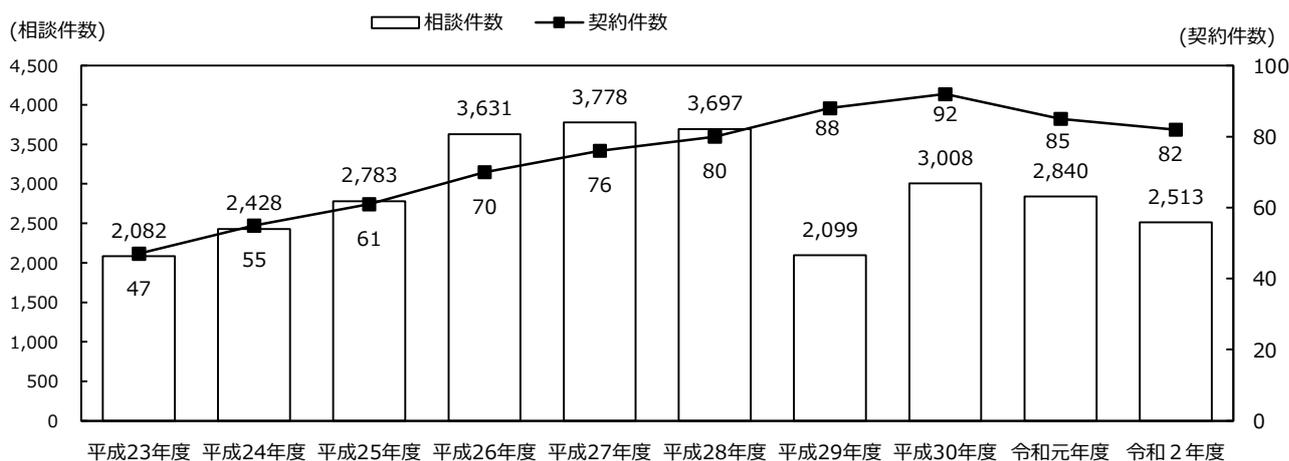


出典：市社会福祉協議会

12) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うもので市社会福祉協議会が実施しています。相談件数は、平成27年度の3,778件をピークに、ここ4年は約2,000～3,000件で推移しています。近年は成年後見制度の利用がふさわしい人を成年後見制度に移行促進をしたため、新規契約を行いつつも契約件数は減少し、相談件数も減少しています。

【地域福祉権利擁護事業相談援助件数及び契約件数の推移】



出典：市社会福祉協議会

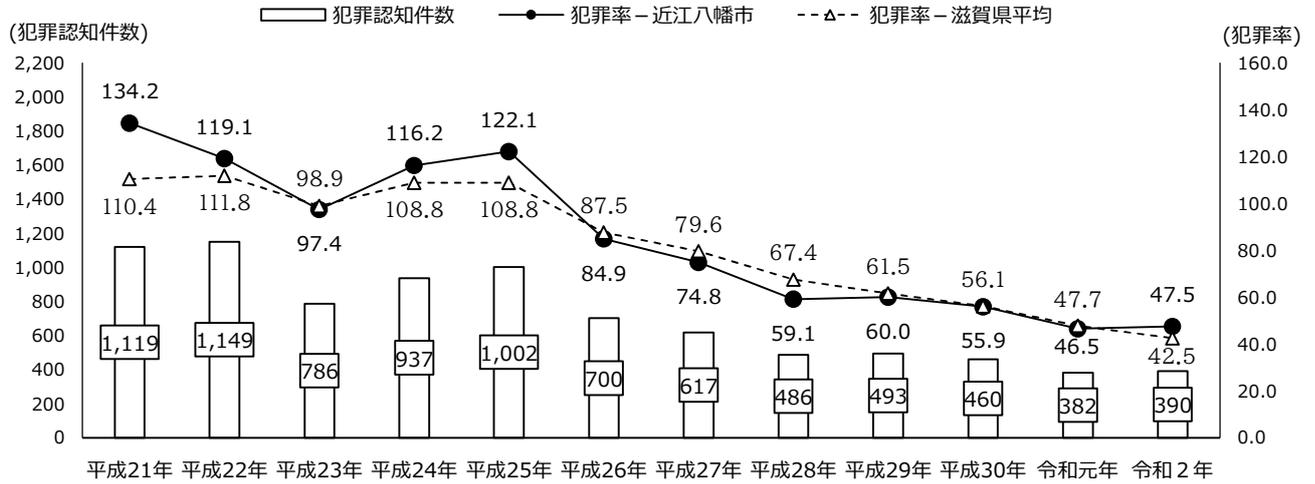
注：契約件数は各年度の平均値。相談件数は年間の延べ件数

13) 犯罪の状況

犯罪認知件数と人口1万人あたりの犯罪認知件数である犯罪率は、増減はありながらも、年々減少しています。

しかしながら、県の刑法犯検挙総数と再犯者検挙数の推移をみると刑法犯検挙総数は減少しているものの、再犯者検挙数はほぼ横ばいで再犯者率が上昇している傾向があります。

【犯罪認知件数と犯罪率の推移】

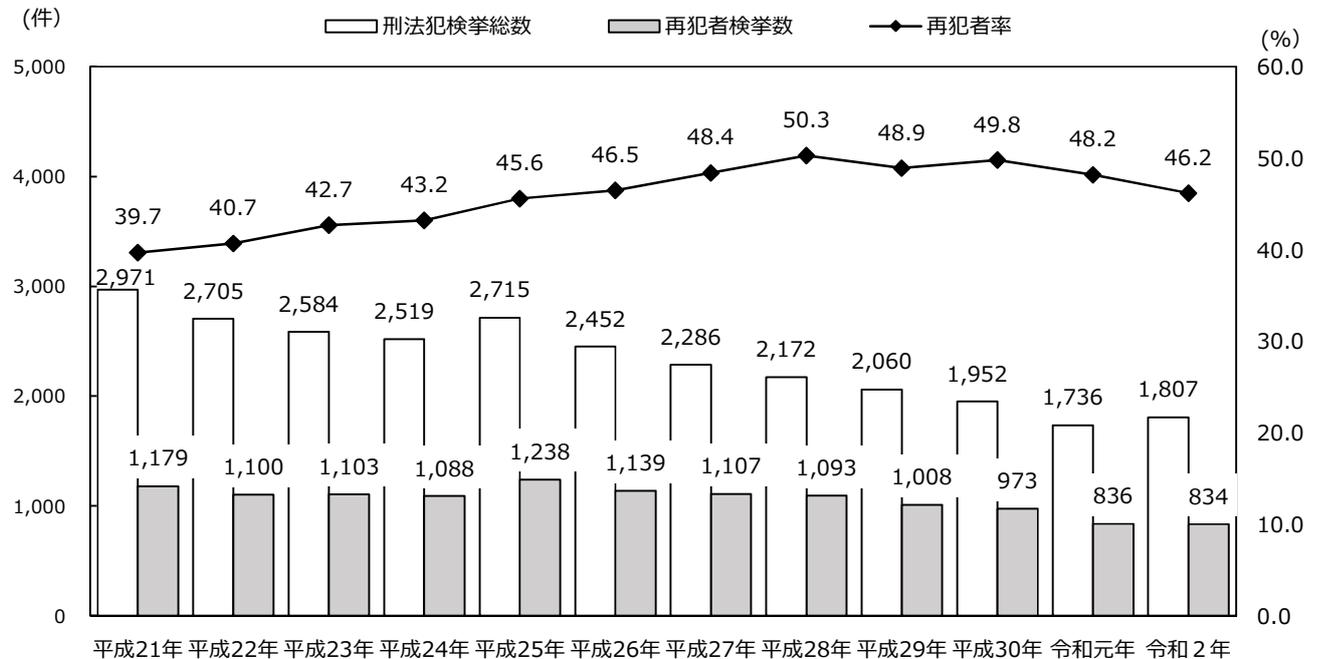


出典：滋賀県犯罪統計データ（各年12月末現在）

注1：犯罪率は人口1万人あたりの犯罪認知件数

注2：犯罪率に用いた人口は各年1月現在の住民基本台帳による

【県の再犯者（再犯者率）の推移】



出典：滋賀県

2. 第2次計画の取り組み結果と課題

第2次計画は、『お互いさま』の心でつながる参加と支えあいのまち近江八幡」を基本理念とし、3つの基本目標をめざして7つの基本施策のもと15の取り組みを進めてきました。取り組みの結果と課題は次のとおりです。

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします

基本施策(1) 一人ひとりを尊重し、理解しあう気持ちを育てる

取り組み① あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

結果	<p>研修会や講座、懇談会を開催し、人権意識の向上、発達障がい、精神障がい等の障がい理解の促進、認知症理解を深める取り組みを実施しました。また、小中学校や生涯学習の場において福祉教育の推進に取り組んできました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会ごとに人権尊重のまちづくり推進員を委嘱、地域で人権尊重のまちづくり懇談会を開催 ・ 人権フェスティバルの開催※R2は中止 ・ 人権尊重のまちづくり市民講座の開催※R2は中止 ・ 発達障がい等理解促進のための講演会の開催[H29～R2] ・ 障がい者理解のための講師派遣リストの作成と講師派遣の実施[H29～R2] ・ 認知症サポーターによる小中高生(小6・中3・高3)、事業所への認知症啓発の実施[H29～※R2は中止] ・ 各小中学校での各教科や道徳教育、特別活動、総合的な学習での福祉教育の実施[H29～] ・ 市民大学講座、中央公民館講座の開催[H29～]
課題	<p>人権意識の向上や障がい、認知症理解を深めるため、研修会や講座、講演会の開催を継続的に実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度は事業中止、または規模を縮小しての開催となるケースもありました。</p> <p>各事業については継続の必要がありますが、対人式の啓発手法だけでなく、啓発対象者にあわせてインターネット等を活用した新たな手法の検討が必要となっています。</p> <p>また、経済的困窮やひきこもりについても、より社会全体の課題として捉えていく必要があります。</p>

取り組み② 相互理解を深めるための交流機会の拡充

結果	<p>多文化共生を進めるため国際協会に事業を委託、相互理解を深めるための講座や研修会等の開催、障がい児者等とのふれあいイベントを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流のつどいや講座、研修会の開催[H29～] ・ 地域イベント等の多言語での情報発信(協会ニュース年2回・フェイスブック等)[H29～] ・ 外国人向けの行政書類の翻訳[H29～] ・ 市民共生センター(はつらつ館)ではつらつをつどいの開催[H29～※R2は中止]
課題	<p>各事業については継続する必要があります。また、行政だけでなく企業やまちづくり協議会、自治会等が行う行事においても交流機会の創出を働きかける必要があります。</p>

基本施策(2) 地域福祉の担い手を増やす

取り組み① 地域福祉活動への参加促進と担い手の育成

結果	<p>消費者被害の防止や子育て支援、居場所づくり、健康推進のためのボランティアを養成、活動へとつなげました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のためSDGs子ども見守り隊の取り組み[H30～※R2は中止] ・ 子育てサポーター養成(延べ46人)と活動支援[H29～] ・ 健康推進員養成講座の開催と活動支援[H29～] ・ 高齢者の居場所づくりの担い手養成(延べ42人)と活動支援[H29～※R2は中止]
課題	<p>今後も継続して取り組み、地域福祉活動の担い手を増やすことが必要です。新型コロナウイルス感染症拡大により養成講座の開催が中止となったケースもあり、講座の開催手法も検討の必要があります。</p> <p>また、市民アンケートでは市民の約5割が地域活動(ボランティア、NPO活動等)に関心があり、8割が地域活動に参加してもよいと回答しています。市民へのボランティア活動等に係る情報提供を充実させるとともに、市民ニーズに合わせた養成講座の開催等、多くの市民が地域福祉活動に参加できるよう取り組みを進める必要があります。</p>

取り組み② 地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

結果	<p>地域福祉活動に関わるグループ、団体の活動が充実していくよう関係団体等と連携し活動を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力強化推進事業の市社会福祉協議会への委託による地域の見守り支えあい組織立ち上げ、活動支援[R 1～R 2] (65 自治会R 2 末現在) ・ クラウドファンディングを活用した地域支援の実施 (6 事業) [H29～] ・ コミュニティセンターや総合福祉センター (ひまわり館) 貸館の登録団体への減免[H29～] ・ 自治会向け「まちづくり資料集」の作成配布[H31～] ・ 民生委員・児童委員への市の依頼事項の精査による負担軽減[H30～] ・ 学区単位の民生委員・児童委員内申会の設置検討、設置[H30～]
課題	<p>福祉関係団体へのアンケート結果では、活動を行う上での課題について、人材・マンパワーが最も多く、次いで活動費・事業費の順となっています。</p> <p>地域福祉活動を担う団体等の活動について市民周知を行うとともに、引き続き課題やニーズに合わせた支援を継続する必要があります。</p>

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします

基本施策(1) 地域住民の多様なつながりと活躍の場をつくる

取り組み① 誰もが気軽に集える居場所の充実

結果	<p>高齢者や障がい児者、支援が必要な家庭の子どもたち、介護者など、地域の中で孤立しがちな人が集える居場所づくりを進めました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 困窮者世帯等の生徒向けの進学支援教室の実施[H29～※R2は中止]・ コグニサイズの普及・啓発[R1～R2]・ いきいき百歳体操立ち上げ支援、参加者交流会の開催[H29～]・ コミュニティセンター、総合福祉センター（ひまわり館）、市民共生センター（はつらつ館）の活用促進・ いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金の交付[H29～]・ 市社会福祉協議会への地域力強化事業の委託による学区単位の居場所整備（ワンコインカフェ 9学区10か所）[R1～R2]
課題	<p>支援を必要とする人のニーズにあった居場所等の整備を進める必要があります。</p> <p>また、既存の学区コミュニティセンターや自治会館以外にも気軽に集える居場所を設置するためスペースの提供等について市内事業所・企業の協力を得ていくことも必要です。</p>

取り組み② 学区や小地域における地域福祉活動の推進

結果	<p>学区や自治会組織、隣近所などの小地域での住民の自主的な福祉活動を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市社会福祉協議会への地域力強化推進事業の委託による自治会単位の見守り支えあい体制整備の推進（小学校区に見守り支えあい推進会議、自治会単位見守り支えあい活動）[R1～R2]・ 学区広報紙による地域事業・イベント活動の広報活動の実施[H29～]
課題	<p>市社会福祉協議会による学区及び自治会単位での見守り支えあい体制整備を今後も継続する必要があります。</p> <p>また、地域における福祉活動の意義、重要性のPRを行うとともに、地域福祉に興味を持ち参加するきっかけとなるよう、地域住民に対するボランティア活動等の福祉活動の情報発信を積極的に行うことが必要です。</p>

取り組み③ 地域の防犯・防災活動などの推進

結果	<p>地域や関係機関と行政が連携し、防犯・防災活動を実施しました。自主防災組織の設置・育成のための取り組みを実施、災害時における要配慮者支援のための避難行動要支援者対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者情報、消費生活情報、防災情報配信のためのタウンメールの登録促進 登録者数 H30.1現在：7,706件⇒R3.3現在：12,527件 ・ 消費生活講座の開催 大人編・子ども編 ・ 消費者親子体験プログラムの実施 ・ 警察及びボランティアとの連携による防犯街頭啓発の実施[H29～] ・ 避難誘導マニュアル指針概要版の全戸配布[R2] ・ 自主防災組織の設置、活動支援[H29～] ・ 避難行動要支援者制度周知のための自治会等説明会の開催[H29～]73自治会 ・ 事業者との連携による重度の要支援者の聞き取り調査の実施[R1～R2]
課題	<p>これまでの取り組みの継続的な実施が必要です。</p> <p>特に大規模災害が頻発する中、市民アンケートからも今後地域で取り組んでいくことが必要な分野として約5割の市民が災害時の避難などの取り組みをあげています。地域の自主防災、避難支援体制づくりの取り組みが必要です。</p>

基本施策（2） 組織間の連携強化と社会福祉法人等の活動を促進する

取り組み① 組織や団体などによる多様な連携の強化

結果	<p>まちづくり協議会、自治会、NPO、社会福祉協議会、事業所等、地域で活動する多様な組織や団体がつながり、それぞれの長所を生かし地域福祉活動の幅を広げ効果的な支援ができるよう多様な連携の強化に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の見守り協定締結事業者への成年後見制度の啓発[H30] ・ 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施[H30～] ・ 東近江圏域成年後見サポートセンターをはじめとする関係機関との連携強化[H29～]
課題	<p>引き続き地域の関係団体機関等が連携できるよう取り組みを継続する必要があります。</p> <p>また、福祉関係団体以外の民間事業者や企業とも地域の課題等の情報を共有する機会を持ち協力を求め連携体制を構築していく必要があります。</p>

取り組み② 社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進

結果	<p>既存の福祉サービスでは提供しきれないサービスや地域住民の交流・居場所づくりなどの取り組みを社会福祉法人や企業の社会貢献として実施されるよう働きかけを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人指導監査実施時の社会貢献事業の実施状況の確認と働きかけ[H29～R 2]延べ 29 法人 ・ 商助推進会議の開催と商助推進事業登録制度運用・登録推進[H29～] ・ セミナー・お互いさまのまちづくりシンポジウムの開催[H29～] ・ 高齢者や障がい児者等の見守りのため郵便局との包括連携協定の締結・運用[R 1～]
課題	<p>今後も当事者や支援者、行政や関係機関が連携し生活課題の解決に向けて取り組む必要があります。</p> <p>そのためにも多様な主体がともに集まり地域課題解決のために話し合えるプラットフォームづくりが必要です。また、企業の社会貢献活動として福祉分野への取り組みを推進するための情報提供も必要です。</p>

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします

基本施策(1) サービスの適正な利用と相談体制を充実させる

取り組み① きめ細やかな情報提供と身近な相談体制の充実

結果	<p>相談窓口の役割や福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報の周知を実施しました。</p> <p>また、身近な場所で相談できるよう民生委員・児童委員の役割周知を行うとともに、子育てに関して気軽に相談できる体制を整備しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口一覧「健康福祉相談ダイヤル」の更新と配布[H29～] ・ 広報紙等による民生委員・児童委員の役割周知[H29～] ・ 利用者支援事業の実施による情報提供と相談体制の充実[H27～] ・ 障がい児への相談支援事業・児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業の実施 [H29～] ・ 各園所と子ども発達支援センターとの連携強化[H29～] ・ 教育相談員・ホームスタディアドバイザーの派遣による学習支援・適応支援の実施[H29～]
課題	<p>相談窓口周知は継続が必要ですが、市民アンケートでは5割弱が「どの窓口に相談に行けばよいのかわからない」との回答があり、より多くの市民に相談窓口の周知ができるよう手法の検討が必要です。</p>

取り組み② 権利擁護の推進と虐待防止

結果	<p>認知症高齢者や精神・知的障がい者をはじめ、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用しやすい環境づくりを行いました。</p> <p>また、子どもや障がい児者、高齢者への虐待や配偶者への暴力を防止するため地域の意識を高め早期発見・早期対応ができる体制を整えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での東近江圏域成年後見サポートセンターの周知[H29～] ・ 地域の支援者向けの学習会・講座の開催 ・ ホームページ、ケーブルテレビ、広報紙・街頭啓発等による虐待防止・配偶者に対する暴力防止啓発の実施[H29～] ・ 虐待対応関係機関の会議開催による連携強化[H29～] ・ 市民向け児童虐待防止研修会の開催[H29～] ・ 虐待事例検討会の開催[H29～]
課題	<p>成年後見制度に対する市民の認知度はまだまだ低く、市民や関係者等への制度啓発、周知と成年後見制度が利用しやすい体制整備の継続が必要です。</p> <p>また、虐待対応においては市民アンケートで 48.8%がいずれかの機関通報・連絡・相談をしていますが、連絡相談先がわからないことや、通報元を知られることを恐れて何もしなかった人が4割強となっています。早期発見・早期対応ができるよう、より一層の市民啓発の実施と対応能力の向上が必要です。</p>

基本施策（2）隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる

取り組み① 生活困窮者支援を含めた総合相談・支援の充実

結果	<p>生活困窮を含む多様化、複合化する生活課題や様々なニーズに対応した市民に分かりやすい相談窓口として総合相談窓口の整備、機能強化を図りました。また、多様化、複合化する問題に対処するため庁内各課との連携を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉暮らし仕事相談室での総合相談の実施[H29～] ・ 広報紙、健康福祉相談ダイヤルでの窓口周知[H29～] ・ 民生委員・児童委員への窓口周知[H29～] ・ 関係課、関係機関との自立支援運営会議、調整会議の開催[H30～] ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業の実施[H29～] ・ シニア向け仕事説明会・面接会の開催[H29～※R 2は中止]
課題	<p>複合的な課題を抱える生活困窮者に支援情報の提供を行うとともに、課題を抱える市民に対応できるよう、行政や関係機関が連携して取り組める体制整備を進める必要があります。</p>

取り組み② ニーズの把握と課題の集約・分析、対応

結果	<p>地域の中で孤立した人や何らかの支援を必要とする人を見落とすことがないよう、地域住民や事業所等の専門機関との連携により早期に適切な支援につなげる取り組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域地域包括支援センターへの相談支援事業の委託実施[H29～] ・ 高齢者健康調査の実施分析[H30～R 1] ・ 庁内連携のための福祉保険部・子ども健康部の部課長会議・福祉施策調整会議の開催[H29～] ・ 障がい者計画等策定のための意識調査の実施[R 2] ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施[R 1]
課題	<p>ニーズ把握による課題への対応を進めるとともに、地域で支援を必要とする人を適切に相談機関や支援機関につなぐことができる体制の強化が必要です。</p>

基本施策（3）安全・安心な生活環境を整える

取り組み① 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

結果	<p>子どもから高齢者、障がい児者などあらゆる人が利用しやすい公共施設や道路の整備を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字ブロック、歩道整備の実施[H29～] ・ 通学路の安全対策の実施[H29～] ・ 広報音声データのホームページ掲載[R 2～] ・ ホームページリニューアルに合わせたウェブアクセシビリティの対応の実施[R 1]
課題	<p>道路や施設のバリアフリー化を計画に沿って進めるとともに、情報提供の発信においても誰もが容易に情報を受け取ることができる環境整備が必要です。</p>

取り組み② 移動手段の確保、生活支援の充実

結果	<p>高齢者や障がい児者が、買い物、通院も含め必要な外出ができるよう移動手段の確保や身近な生活上の支援の充実を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ あかこんバスの利用促進[H29～]・ 障がい児者のための移動支援事業や福祉タクシー・自動車燃料費の一部助成の実施[H29～]・ 学区生活支援グループ及び自治会単位でのボランティアによる移動支援の実施[R 1～]・ 自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施
課題	<p>これまでの取り組みは今後も継続が必要です。</p> <p>生活支援の充実においては、自治会単位でのボランティアの取り組みを推進するとともに、事業者や企業の協力を求めて生活支援サービスの実施を検討していくことも必要です。</p>

第2章 計画の基本理念等

1. 基本理念

第3次計画策定のためのアンケート調査結果から、「隣近所の見守り支えあいによる助け合いが大切」「近所に困っている人がいたら声をかける、できることなら手助けする」といった意見が多いことがわかりました。

核家族化の進行や地域関係の希薄化が進む中で、「お互いさま」の気持ちを持ち続けることが重要であることから、本計画では第1次計画、第2次計画の基本理念「『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち近江八幡」を引継ぎ、市民だけでなく地域の事業者、企業等の多様な主体の参加により、本市に暮らす子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民などすべての市民がともに安心して暮らしていけるまちをめざします。

「お互いさま」の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡

少子高齢化や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、グローバル化、大規模な自然災害の多発・感染症の拡大など、様々な社会情勢の変化がみられます。そのような中で、子育て家庭や高齢者の孤立、ひきこもり、虐待、老老介護や老障介護、子育てと介護の重複（ダブルケア）、生活困窮、ヤングケアラーといった多様化・複合化する課題がみられます。また、感染症拡大により、民生委員・児童委員、地域活動団体、事業所において従来の福祉活動へ影響もみられています。さらに、災害時の高齢者や障がい者など自力での避難が困難な人たちへの支援に関する課題もみられます。

こうした課題解決のためには、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所、企業、社会福祉法人、関係団体、行政など様々な関係機関の効果的な連携による、支えあいや助け合いができる関係づくりが求められています。

近年、小学校区や自治会等において、地域が抱える課題や問題を共有し、支えあいによる地域住民の自主的な福祉活動（見守り支えあい活動）の取り組みが市内に広がってきています。

今後、さらに見守り支えあい活動の取り組みを推進し、地域福祉をめぐる環境の変化に対応しながら、一人ひとりの主体的な参加とともに、多様な主体の参加を求め、地域の支えあいや助け合い、思いやりなどを育み、「お互いさま」の気持ちを持って、すべての市民が活動に参加し活躍できる地域づくりをめざします。

2. 基本目標

基本理念である『お互いさま』の心でつながる「参加と支えあいのまち 近江八幡」の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

なお、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画においても、同じ基本理念・基本目標を設定し、計画を策定、推進していきます。

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

市民の誰もがお互いを理解し、尊重しあうなど、思いやりの気持ちを育み、福祉に対する意識を高めていくために、福祉教育の推進や誰もが気軽に集える居場所の充実、交流機会の拡充を図ります。

また、地域福祉の担い手の多くがやりがいを感じているものの、担い手の不足等により負担を感じています。地域福祉の推進には多くの市民の参加が必要となりますが、地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に関心がありながらも、参加できていない人もいます。一人ひとりが地域福祉活動に参加しやすくなる環境を整えることが大切です。

私たちは、誰もがいつまでも、その人らしく地域で暮らしていけるよう「お互いを思いやるまち」をめざします。

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

地域福祉の推進のためには、多くの市民の参加と互いにつながり合うことが基本となります。地域住民が気軽に集えて、お互いのつながりを深める場所や仕組みをつくり出し、身近な地域で支えあい、助け合いができる関係や多くの市民が活躍できる場を地域に広げていきます。

多様化・複合化する課題や高齢者や障がい児者など災害時に自力での避難が困難な人たちへの支援も重要となっています。こうした課題解決のために、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所、企業、社会福祉法人、関係団体、行政など、様々な関係機関の効果的な連携による、支えあいや助け合いができる関係づくりを進めることが大切です。

私たちは、誰もが気軽に集え、活躍できる場づくりや地域の様々な課題を多様な主体の関わりで取り組む「参加とつながりによる支えあいのまち」をめざします。

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化、生活環境の多様化、感染症拡大等により、地域での生活に不安を抱える人や地域で孤立する人が増えています。特に核家族化や隣近所との関わりの希薄化などにより、課題を抱えながらも助けてと声をあげられない人を支援につなぐ環境をつくるためにも、見守り支えあいの活動の推進を図り、相談から支援につなげることが大切です。判断能力が十分でない人の権利の保障も大切です。

また、地域で暮らし続けるための移動手段の確保や生活支援の充実、災害時の対応、道路環境の整備も大切です。

誰もが必要なときに必要なサービス・制度を利用できるよう、福祉サービス・制度に関するきめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実を図ります。

また、支えあい、助け合い活動の仕組みを整え、相談から必要なサービスに確実につなげるとともに、判断能力が十分でない人の権利が保障されるよう権利擁護の推進と虐待防止を図ります。

さらに、誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進や災害時の対応、防犯・防災活動などの推進を図ります。

私たちは、困っている人が必要なサービスや制度を利用できるよう、また、日常生活の心配が少なくなるよう、お互いさまの気持ちと協働の取り組みによって、「安心して暮らせるまち」をめざします。

3. 計画の体系図



4. 地域福祉圏域の捉え方

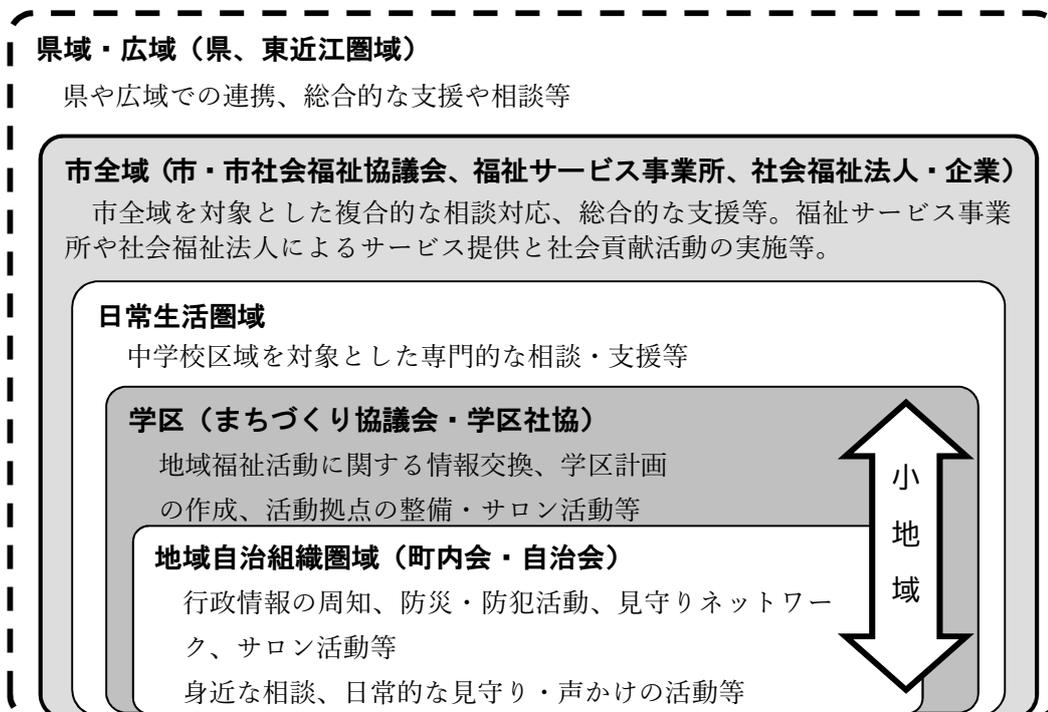
本計画においては、基本理念の具現化のため地域における住民の自主的組織としての最小の活動単位を「地域自治組織圏域（町内会・自治会）」とします。

また、地域の交流拠点となる「コミュニティセンター」単位に設置されたまちづくり協議会と学区（地区）社会福祉協議会（以下、「学区社協」という。）の活動範囲を「学区」と設定します。これらの地域は、①地域福祉におけるきめ細かな課題把握が容易にできること、②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと、③住民参加の可能な範囲であること、④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいことから「小地域」として、本計画の主たる対象圏域として位置づけます。

さらに、「日常生活圏域」や「市全域」などのより広い範囲での圏域を設けることで課題を段階的に共有し、新たな活動の開発につなげていきます。

地域生活課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動の取り組みで解決できる場合から、企業等による支援により解決できる場合、行政や社会福祉法人などによる公的な福祉サービスなどによる専門的な支援が必要な場合等多岐にわたります。小地域におけるサービス（保健・福祉）の一体的提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワーク構築など、官民協働による地域福祉活動のシステム構築のさらなる推進をめざし、以下のように重層的な圏域を設定します。

【圏域のイメージ】



交流事業

○学区社協等による様々な交流事業が行われているが、事業の内容が多くの市民に普及していない。

市 学区社協の活動内容の認知度（「活動内容まで知っており、活動に参加している」「活動内容まで知っているが、活動には参加していない」の計）は2割程度となっている（図5-6）。

市 学区社協の交流機会として、「ふれあいカフェ・ワンコインカフェなど」があるが、認知度は10.2%となっている。



施策の方向性

市民一人ひとりの福祉への関心や意識を高めるため、あらゆる機会を通じて、福祉教育や意識啓発を行います。そのため、市社会福祉協議会や学区社協、まちづくり協議会などとも協力し、地域の中で様々な世代の人を対象に福祉教育を充実していきます。

また、相互理解を深め、お互いを認め合う気持ちを育てるため、子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民など、地域に住む様々な人が関わりあう交流の機会を拡充します。

①あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

子どもから高齢者まで、様々な年齢層の人が、福祉への理解を深めることができるよう、関係機関と連携し、福祉に関する学習機会を増やします。障がいや認知症のある人、外国人住民等への理解促進を引き続き進めていくとともに、近年、顕在化・増加しつつある経済的困窮やひきこもり、ヤングケアラー、再犯防止等についても、社会全体の課題として捉え、支援が実施できるよう支援者に向けた啓発を実施します。感染症拡大をきっかけとした、近年の社会情勢を踏まえて、対面方式による講座開催のみではなく対象者にあわせてインターネット等を活用した新たな啓発手法の検討を行います。

推進事業

- 市域や学区等における人権意識向上のための啓発の実施
- 障がい児者に対する理解促進のための啓発及び地域関係者等の取り組み支援
- 中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施
- 小中学校や生涯学習の場における福祉教育の推進
- 市民や地域の支援者（自治会、民生委員・児童委員、学区社協、各種ボランティア等）に向けた新たな課題に対する理解促進のための啓発の実施

②相互理解を深めるための交流機会の拡充

市民が相互に理解し、それぞれを認め合うことができるよう、互いにふれあい・関わることができる交流機会を拡充します。また、地域において、まちづくり協議会や学区社協による様々な交流事業が行われています。こうした活動に地域の事業所や企業も参加し、つながりの輪が広がるよう事業展開を図るとともに、活動が多くの人に普及するよう、周知を図ります。

推進事業

- 多文化共生の理解を深めるための外国人住民との交流機会の提供
- 障がい児者や高齢者を含めたすべての市民が交流する機会の提供
- まちづくり協議会や学区社協等による様々な交流事業の周知・啓発と交流事業への事業所や企業の参加のための手法検討

②地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

地域福祉活動を担うグループ・団体の活動が充実していくよう、各団体等の活動内容について市民への周知を行うとともに、引き続き、市社会福祉協議会と協力して必要な情報提供や活動の支援を行います。

また、コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）などの公的な社会資源の有効活用を図るとともに、活動場所として地域資源の開拓を進めます。さらに、民生委員・児童委員や自治会の活動については引き続き地域活動が充実できるよう活動支援を行うほか、業務の効率化や負担軽減につながるよう、取り組みを進めます。

推進事業

- 市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの活動支援
- 地域の課題解決に取り組む団体の活動支援
- コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）の使用料の減免制度による活動の支援
- 民生委員・児童委員や自治会への活動支援

施策の方向性

市民一人ひとりが互いにつながり、地域とのつながりを持ち、孤立することがないように、地域の中での居場所づくりを推進するとともに、集うだけでなく一人ひとりが役割を持てるような場づくりを行います。また、学区や小地域における福祉活動（見守り支えあい活動）をはじめとする、住民による主体的な福祉活動を促進します。

①誰もが気軽に集える居場所の充実

高齢者や障がい児者、支援が必要な家庭の子どもたち、介護者など、地域の中で孤立しがちな人が集える居場所づくりを進めます。その際、参加した人たちがそれぞれ役割を持って活躍できる場になるよう工夫します。

また、総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、各コミュニティセンターなどの公共施設について、積極的な利用を進めるとともに、気軽に集える居場所を設置するためスペースの提供等について市内事業所・企業の協力を得る取り組みを進めます。

推進事業

- 生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供
- 介護予防事業の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進
- ふれあいサロンやワンコインカフェ、子ども食堂などの取り組みに対する市社会福祉協議会との連携による支援
- 総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、コミュニティセンターの利用促進
- 居場所設置のためのスペース提供等に関する企業等への啓発

②学区（小学校区）や町内会、自治会における福祉活動（見守り支えあい活動）の推進

小地域において、地域が抱える課題や問題を地域住民が把握・共有し、支えあい・助け合う住民の主体的な福祉活動（見守り支えあい活動）を引き続き推進します。取り組みにおいては、市民の地域福祉活動実践の支援を行う市社会福祉協議会と連携、協力します。

推進事業

- 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい会議の運営支援
- 各学区まちづくり協議会が実施する地域福祉活動の支援

いがみられ、30歳代・40歳代は「企業・事業者との連携強化（勤労者ボランティア講座や活動プログラムづくり支援など）」が3割強と他の年代と比べて多くなっている（図5-46）。

【民】 福祉サービス事業所・企業等の社会貢献活動について、「貢献しているところもある」が50.5%。「活動内容がわからない」が28.4%（図5-47）。

【福】 約7割の事業所が何らかの形で地域福祉活動を実施。具体的な活動内容としては「地域交流」が最も多い（図5-11）。



施策の方向性

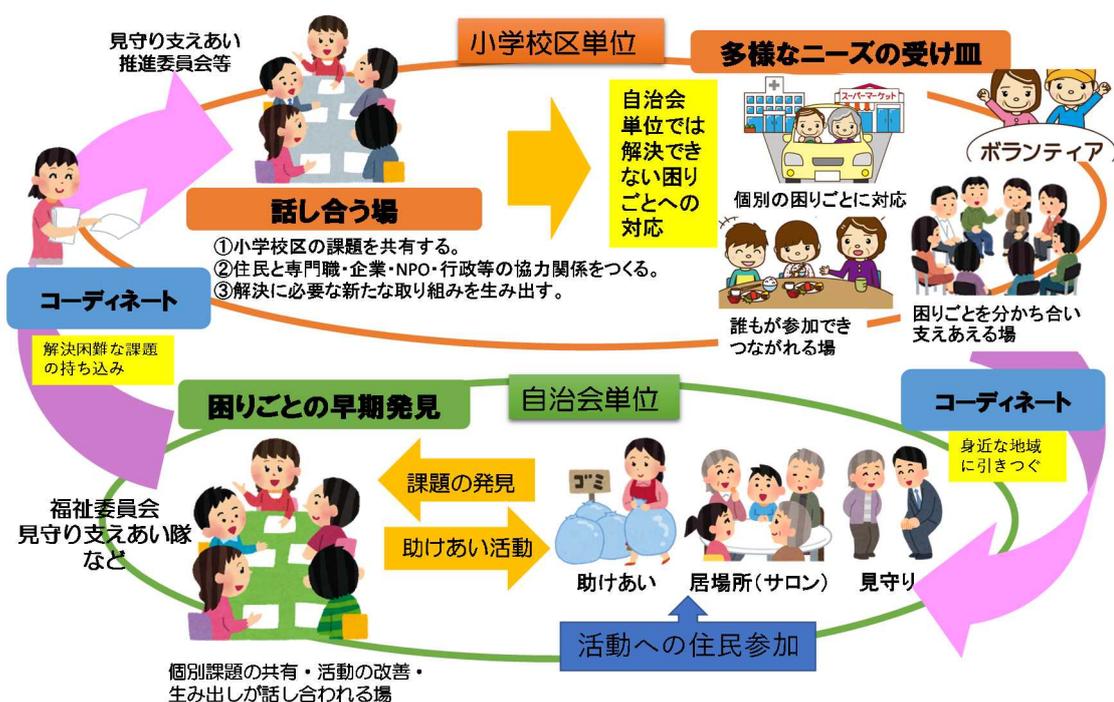
各学区で見守り支えあい推進委員会を構成するまちづくり協議会や自治会、NPO、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の従来のメンバーに加え、地域の事業所・企業等の参加を促し、地域で活動する多様な組織や団体がつながり、それぞれの長所を生かし、地域福祉活動の幅を広げ、効果的な支援ができるよう多様な連携の強化に取り組みます。また、福祉関係団体以外の民間事業者や企業とも地域の課題等の情報を共有する機会を創出するとともに、地域福祉活動への協力を求めながら連携体制を構築し、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等における社会貢献の促進に努めます。

①地域の課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築

市社会福祉協議会が進める見守り支えあいネットワークを活用し、見守り支えあい推進委員会に、福祉関係事業所、福祉以外の民間事業所・企業等の参加を求め多様な主体のつながりを促進し、地域の様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを進めます。

- 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい推進委員会の運営支援
- 地域の事業所、企業への見守り支えあい推進委員会への参加の働きかけ支援

【近江八幡見守り支えあいネットワーク 市社会福祉協議会】



②社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等の社会貢献の促進

既存の福祉サービスでは提供しきれないサービスや地域住民の交流・居場所づくりなどの取り組みを、社会福祉法人や企業の社会貢献の取り組みの一つとして実施されるよう、福祉分野への取り組みを推進するための情報提供を含め、社会福祉法人や福祉関係事業所、企業等に働きかけるなど、地域の中で持続可能な制度の構築を進めます。

推進事業

- 公益的な取り組みが責務とされた社会福祉法人への社会貢献活動実施の働きかけ
- 配達や販売等の事業者・企業の協力による独居高齢者や老障介護世帯等の見守りの体制づくりと企業等の社会貢献の地域福祉分野への参加啓発
- 近江八幡市ささえあい商助推進事業者の登録促進

※近江八幡市ささえあい商助推進事業者は、事業者が本来業務に加え地域への貢献に努力し商いが地域を助け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための取り組みを実施する事業者のこと。

**福祉サービスの
情報入手**

- 福祉サービスの情報を入手できている人は2割程度となっている。
- サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が7割弱と最も多くなっている。

市 福祉サービスの情報を入手できている（「十分入手できている」「入手できている」の計）と回答した市民は2割程度となっている（図 5-54）。

市 福祉サービスに関する情報入手源は「市の広報紙」が40.7%で最も多く、次いで「自治会の回覧板」が26.9%、「家族・親族」が26.5%で続いている（図 5-55）。属性により違いがみられ、年代別にみると29歳以下・30歳代は「スマートフォンを利用したSNSなど」が最も多くなっている。

市 サービス利用に行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が65.6%で最も多くなっている（図 5-56）。

**虐待への
対応**

- 虐待を見聞きしたときの対応について、約半数はいずれかの相談機関に通報等を行っているが、43.1%は「どこに通報・連絡・相談すればよいかわからないので、何もしなかった」「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」となっている。

市 虐待を見聞きしたときどうしたかについて、48.8%は通報等を行っているが、「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかったので、何もしなかった」「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」は43.1%となっている（図 5-57）。

権利擁護

- 民生委員・児童委員が今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い。
- 権利擁護に関するサービス・制度などが多くの市民に普及していない。

民 今後対応が必要と考える活動で「認知症の方やその家族への支援」は4割と高い（図 5-4）。

市 成年後見制度の相談窓口は「どれも知らない」が41.7%となっている（図 5-59）。

市 成年後見制度の利用意向は「利用したくない」「わからない」合わせて74.9%となっている（図 5-60）。

民 民生委員・児童委員が担当している世帯のうち、今後成年後見が必要と考えられる世帯は最低でも5.8%いる（図 5-62）。



施策の方向性

必要な福祉サービス・制度の利用を進めるために、市民の年齢ごとの情報入手の手法にあわせ、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。また、市民の様々な相談ニーズに対応できるよう、「どこに相談してよいのかわからない」場合の相談窓口としての「福祉暮らし仕事相談室」の周知に努めるとともに、身近な場所で気軽に相談を受けつけ、より専門的な相談につなぎ対応できる体制を整備します。

さらに、認知症や障がいにより自己の権利を意思表示することが困難な人も、安心して地域の中で生活が継続できるよう、成年後見制度利用促進のため、令和3年4月に東近江圏域成年後見サポートセンターを中核機関に位置づけました。今後も中核機関と連携し、権利擁護支援に関する取り組みを推進していきます。

また、虐待防止の啓発を進めるとともに、虐待や暴力などを防ぎ、早期に発見できる体制も強化します。

①きめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実

市民アンケートにおいて約半数の人が福祉の相談窓口を知らないと回答していることから、従来の周知方法を検討し、各種相談窓口の周知に努めます。また、支援を必要とする人が必要な支援・サービス等を利用できるよう、各種サービス・事業の周知を充実します。

さらに、市民にとって身近な相談役である民生委員・児童委員の活動の周知・啓発に努めるとともに、活動に必要な情報提供の実施や民生委員・児童委員が抱える問題や不安の解消に努めます。

推進事業

- 各種相談窓口・機関の周知・啓発
- 子育て世代包括支援センターによる妊娠から出産、子育てに関する総合的な相談支援の実施
- 発達に課題のある子どもの保護者や支援者に対する相談支援の実施
- 障がい者相談支援事業所と連携した障がい者相談の実施
- 地域包括支援センターによる総合相談の実施
- 福祉に関するサービス・事業の周知の充実
- 民生委員・児童委員の活動の周知と活動支援の実施

②権利擁護の推進と虐待防止

認知症のある人や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、東近江圏域成年後見サポートセンター等と連携強化を図りながら成年後見制度の周知・啓発を実施するとともに、制度を必要とする人が利用しやすい環境づくりを行い、制度の利用促進を図ります。また、今後成年後見制度を必要とする人が増えると予測されることから、市民に対して成年後見制度の必要性について広く周知していきます。

「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」など、虐待や暴力に関する各種法制度の周知・啓発に努めるとともに、早期発見・早期対応ができる体制の充実に努めます。

推進事業

- 成年後見制度の周知・啓発、利用促進
- 市社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業との連携強化
- 虐待や暴力防止に向けた各種法制度、相談窓口等の周知・啓発
- 虐待・暴力の早期発見・早期対応の充実

(12.4%)」「生活困窮者・生活困窮世帯 (7.2%)」「消費者被害を受けた高齢者・障がい者 (4.1%)」「障がいのある人・家族への差別 (4.1%)」(図 5-72)。



施策の方向性

制度の隙間にある人たちや複合的課題を抱えた人たちを取り残すことなく支援につなげることができるよう、相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の充実に努めます。

また、情報収集も含めた多様な方法で、地域で支援を必要とする人のニーズを把握し、新たな支援の受け皿等の資源を創出し、他機関との連携強化や多様な主体の協力による支援につなげます。

①相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の整備

高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ヤングケアラー、犯罪を犯した人への福祉的支援の実施など、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、市民が抱える多様化・複雑化した問題に対応するため、どこに相談したらよいのかわからない人のための「福祉暮らし仕事相談室」をはじめ、福祉関係各課窓口で相談に対応します。また、専門職や支援機関において複合的な課題に対応するとともに、多職種連携による支援を実施し、誰一人取り残さない支援の充実に努めます。

推進事業

- 福祉暮らし仕事相談室を中心とした市内の相談支援体制充実のための体制整備
- 市内外の関係機関との連携による支援体制の強化
- 多職種連携体制の強化

②支援につながっていない潜在的ニーズの把握と課題の集約・分析・対応

相談できず、一人で問題や悩みを抱えているケースも見受けられることから、地域の見守り支えあい活動や民生委員・児童委員活動などを通じて潜在的に困っている人のニーズ把握に努め必要な支援につなぐなど、対応に努めます(アウトリーチ)。

さらには地域ケア会議や要保護児童対策協議会など、福祉分野の様々な会議体で出てきた問題や課題の共有化を図ることにより、迅速かつ適切に必要な支援につなげられるよう、取り組みます。

推進事業

- 見守り支えあい活動、民生委員・児童委員活動等を通じたアウトリーチによる潜在的ニーズの把握
- 高齢者実態調査等の実施による地域課題の把握と取り組みの推進
- 地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等
- 分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ

施策の方向性

年齢、性別、障がいの有無、国籍にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らし、社会に参加できるよう、道路等の歩行空間の整備を進めるとともに、情報伝達のユニバーサルデザイン化を進め、わかりやすい情報伝達に努めます。

また、高齢者や障がい児者など移動に配慮が必要な人が、医療機関への通院や買い物など必要な外出ができるよう、市民バス（あかこんバス）をはじめとした公共交通やボランティアによる移動支援等、移動手段の確保に努めます。併せて、ごみ出しや家事支援など、日常の生活上の困りごとの解消に向けた各種生活支援サービスの確保・充実を関係団体、事業者等と連携しながら進めていきます。

近年、大規模な災害が全国各地で発生していることから、災害発生時の避難行動要支援者等に対する地域での避難時の支援や避難所での支援の体制の充実を進めていきます。

また、交通安全対策、防犯対策を進めることにより、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりを進めていきます。

①誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

多くの人々が利用する建物、道路、公園などが、誰にとっても利用しやすいものとなるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

広報紙やホームページなど、広報・啓発にかかる様々な媒体が誰にとっても見やすく、わかりやすいものとなるように努めます。

推進事業

- 誰もが安心して利用できる歩行空間の整備
- 通学路の安全対策の推進
- ユニバーサルデザインに配慮した市広報紙の発行
- ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの推進

②生活支援の充実

移動をはじめ、ごみ出しや買い物など、日常生活上の困りごとの支援のため、地域の見守り支えあい活動による各種生活支援サービスの実施を支援するとともに、ボランティアの育成、利用者ボランティアのマッチング方法など、利用しやすい仕組みづくりに努めます。

また、市民バス（あかこんバス）をはじめとした公共交通等による移動手段の確保に努めます。

推進事業

- 市民が利用しやすい市民バス（あかこんバス）の運行
- 障がいのある人の外出及び移動のための支援の実施
- ボランティア等による移動支援の実施への支援策の検討
- 自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施支援
- 介護予防・生活支援サービスの確保、充実

③災害時の対応、防犯・防災活動などの推進

高齢者をはじめ、すべての市民が自然災害を自分のこととして日頃から考え、自らの住む地域のリスクを認識するとともに、適切な避難方法を理解し、自らの命は自らが守る行動ができるよう、自主防災意識を高めるための啓発に取り組みます。

災害発生時に、地域で避難行動要支援者をはじめとする避難時に支援を必要とする人が安全に避難できる体制づくりを進めます。また、避難所においては高齢者や障がい児者、女性など、様々な人たちに配慮した福祉避難所の設置を推進します。さらに、避難時に特別な配慮が必要な人のための福祉避難所の充実を図ります。

交通事故の防止、子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれることがないように、地域や関係機関と行政が連携し、交通安全対策や防犯活動、消費者被害防止に取り組みます。

推進事業

- SNSも含めた幅広い方法による不審者情報や消費生活情報、防災情報の配信とその普及促進
- 消費者問題に対する市民の意識向上のための学習機会の提供
- 近江八幡駅南口防犯ステーションや街頭啓発等を通じた市民の自主防犯意識の向上
- 自主防災組織の設置推進と育成
- 防災部局との連携による避難行動要支援者の円滑な避難支援体制の構築促進と災害ボランティアセンターの設置支援
- 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援
- 福祉避難所の充実

付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画

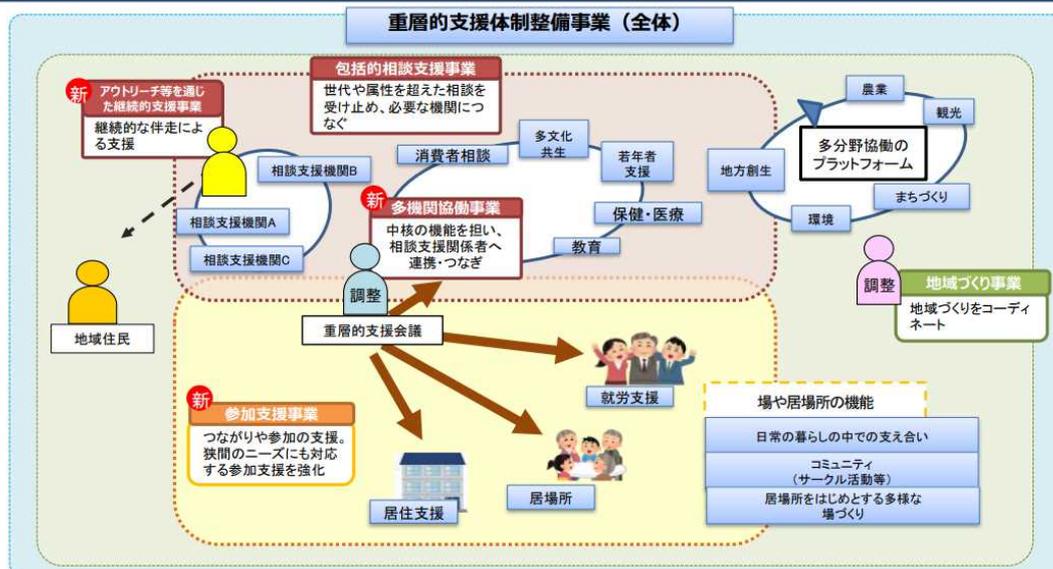
策定の背景

地域の住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。従来の分野ごとの支援体制に加えて、複合的な課題や狭間のニーズに対応するため、属性を問わず相談を受け止め、複雑化・複合化した課題に対して関係機関が連携して支援にあたることのできる体制整備が求められています。

国では、令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省

取り組み方針

本市では、平成 22 年 2 月に福祉トータルサポートセンター基本構想を策定し、「総合相談窓口の機能」として、生活・福祉について市民が持つ多様なニーズに対し、一貫した専門性のある相談支援を行うとともに、公的な制度によるサービスだけでなく民間や地域社会、ボランティア等が行う事業も含めた多様なサービスを調整し提供する役割を担うこととし、現在まで取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みの結果も踏まえ、地域共生社会の実現をめざして、福祉トータルサポートセンター基本構想における総合相談窓口の機能を核として、制度の枠を超えて世代や属性を問わない包括的な支援体制を構築し、相談支援体制を充実するために、「近江八幡市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し事業に取り組みます。

施策

■ 包括的相談支援事業（世代や属性等を問わない相談の受け止め）

相談者の属性（介護、障がい、子ども等）、世代や相談の内容にかかわらず、どこに相談してよいかかわからない相談に対しては「福祉暮らし仕事相談室」において対応します。また、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の各課窓口でも相談に対応します。複合的な課題を抱えるケースについては相談を受け付けた窓口等において関係機関等を招集し、ケース検討会議等を開催しながら支援につなげます。また、単独の所属や支援機関では対応が難しいより複雑化・複合化した事例の場合は多機関協働事業につなぎます。

■ 多機関協働事業（複雑化・複合化した事例における関係機関の連携）

単独の所属や支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に関して、外部の専門家を含む支援調整会議（仮称）において関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を検討し支援プランの作成、支援を実施します。

■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（支援が必要な人の早期把握・訪問支援等）

支援が届いていない人、相談につながりにくい人を積極的に発見するために、見守り支えあい活動や民生委員・児童委員活動、地域の支援者から情報収集し、本人に必要な支援につなげます。

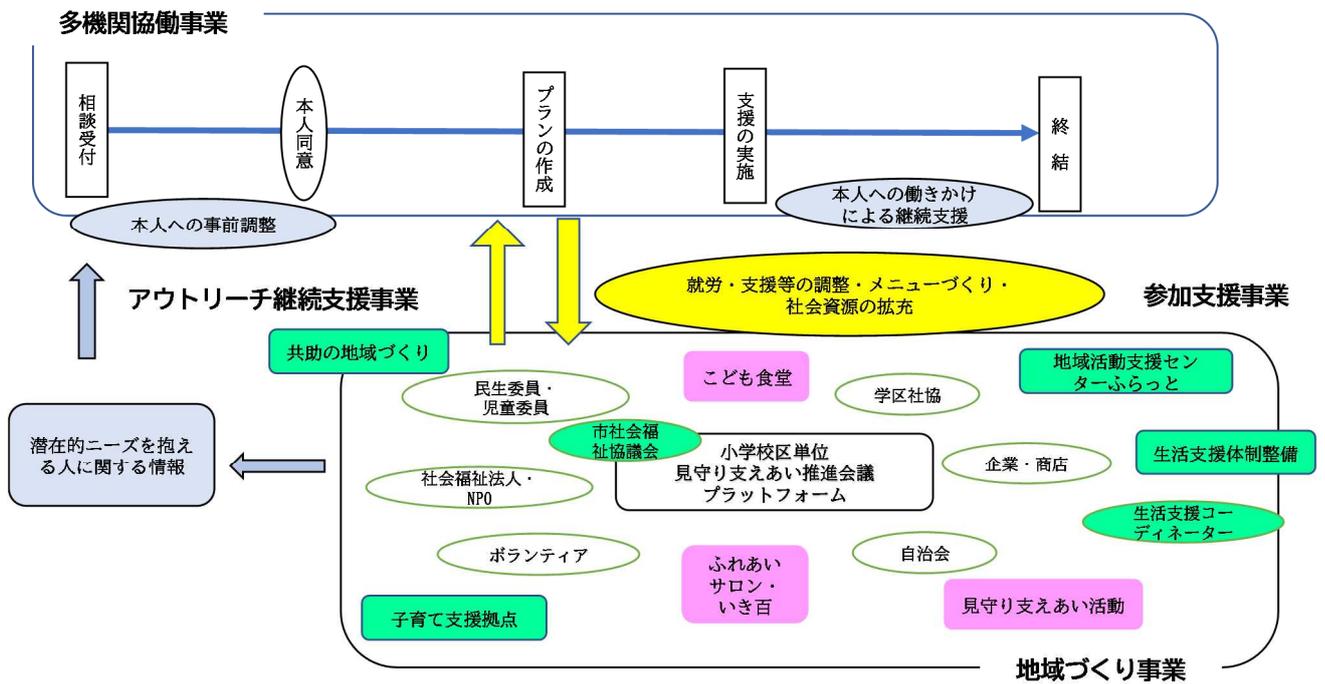
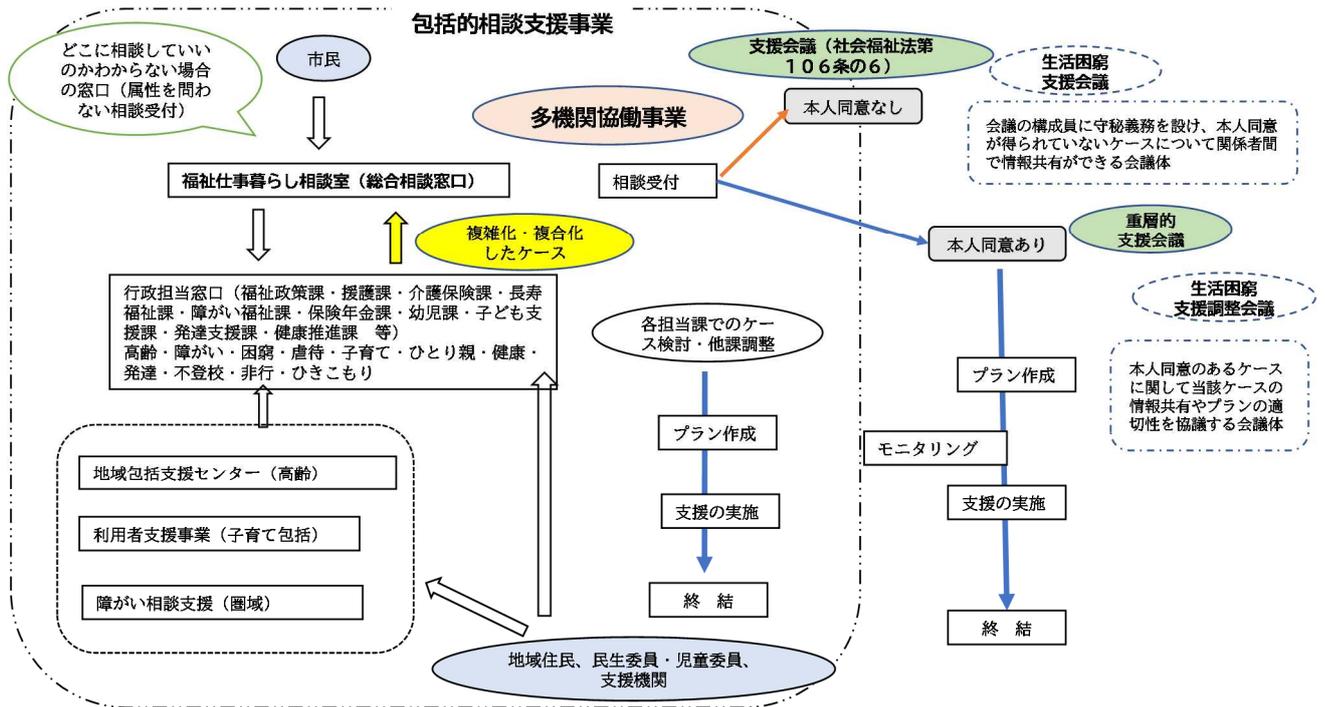
■ 参加支援事業

地域の関わりによる支援が必要な人に対して、個人のニーズに合わせて就労や居場所などへの参加の調整と参加に向けた支援を実施します。また個々のニーズに合わせて就労場所の開拓や居場所の整備など社会資源の拡充を図ります。

■ 地域づくり事業

小学校区単位で組織する見守り支えあい推進会議において、多様な主体の参加を求め、地域課題の共有や地域の課題解決に向けた検討を行い、地域づくりを推進します。

近江八幡市の重層的支援体制



付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画

策定の背景

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしています。

また、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

現状

認知症を有する人や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人に対する成年後見制度の利用を促進し権利を擁護するために、平成26年9月より近江八幡市・東近江市・竜王町・日野町の2市2町共同で東近江圏域成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や啓発等に取り組んできました。

本市における、成年後見制度の利用状況は下表のとおりとなっており、高齢者・障がい者ともに年々増加しています。利用者数のうち後見類型は7割を超えており、保佐類型、補助類型の利用が少ない傾向にあります。

市民アンケートでは成年後見制度について内容まで知っていると回答した人は22.8%で、年代層による制度の認知度の差は少なくなっていますが、制度に対する認知度はまだまだ低い結果となっています。また、民生委員・児童委員へのアンケートでは、担当する世帯のうち今後成年後見制度等の利用が必要と考えられる世帯が942世帯と回答があり、高齢化や核家族化により制度を必要とする人の増加が予測されます。

【成年後見制度市長申立て件数の推移】

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	3	5	2	2	6
障がい者	2	4	0	2	2
合計	5	9	2	4	8

出典：庁内資料長寿福祉課・障がい福祉課

【成年後見人等報酬助成件数の推移】

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	4	4	6	6	7
障がい者	4	3	7	9	8
合計	8	7	13	15	15

出典：庁内資料長寿福祉課・障がい福祉課

【成年後見制度利用者数の推移】

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
後見類型	77	84	94
保佐類型	28	31	32
補助類型	8	8	8

出典：大津家庭裁判所*各年10月1日時点の人数。大津家庭裁判所で取りまとめた人数であり、修正が生じる場合がある。

施策

■地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための保健・医療・福祉・司法等の地域連携の仕組みを地域連携ネットワークといいます。国の成年後見制度利用促進基本計画ではこの地域連携ネットワークの構築が求められており、東近江圏域においてもこの体制づくりの推進に取り組んでいきます。

■中核機関の設置

国の成年後見制度利用促進基本計画において、専門職による専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関を中核機関と呼んでいます。

成年後見制度利用促進のさらなる体制の充実を図るため2市2町で協議を重ね、東近江圏域に中核機関を設置することで合意し、令和3年4月から東近江圏域成年後見サポートセンターを中核機関として位置づけました。中核機関は東近江圏域において地域連携ネットワークの構築を推進するための協議会を新たに設置し、地域課題等の検討を行います。

■中核機関の機能

中核機関は以下の4つの機能の強化に取り組めます。

①広報・啓発機能

高齢者や障がい者の相談支援機関に対してスキルアップを図るための研修を行うことで、成年後見制度が必要な人の早期発見・支援につなげるよう取り組みます。また、中核機関の役割について関係機関に広報・啓発を行います。さらに、地域の相談支援機関や関係団体等へ、判断能力の低下に伴って発生する様々な課題やリスクについて啓発を行います。

②相談機能

成年後見制度に関して相談支援機関等からの相談に対応します。相談支援機関等から聞き取りした内容をもとに、成年後見制度の必要性についてアセスメントを行います。

③成年後見制度利用促進機能

権利擁護にかかる検討会を開催し、成年後見制度利用の必要性や適切な候補者、支援の方針等を専門職や関係機関を交えて検討します。また、後見人等を受任する専門職団体と連絡調整を行

い、後見人等の受任状況の実態を調査し、東近江圏域における担い手育成の方向性について検討をします。

④後見人支援機能

後見人等選任後の支援者会議の開催や参加、後見人等への相談支援を行います。

■成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい者、精神障がい者で親族からの支援が受けられない等の理由により、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず審判請求ができない人に対し、市が申立てを行います。

また、報酬を支払うことが困難な被後見人等に対し、報酬助成を行います。

地域連携ネットワーク

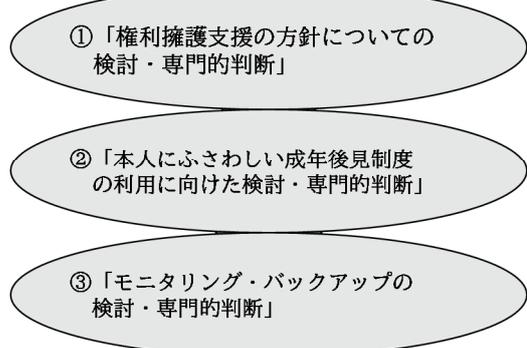
本人、後見人

●「チーム」
(日常生活圏域～自治体圏域)



●中核機関が進行管理する
3つの「検討・専門的判断」

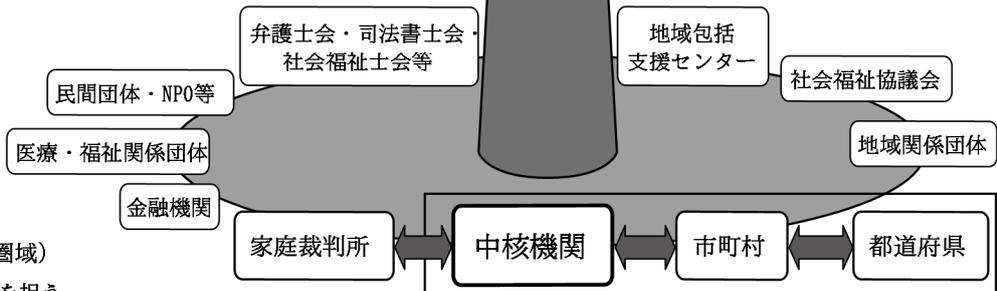
- (日常生活圏域～自治体圏域)
- ※既存の会議体（地域ケア個別会議等）の活用が可能。
 - ※3つの検討のうち、複数の検討を1つの会議体で行うことも可能。
 - ※障がい・高齢等、複数の会議体に分かれて検討することも可能。



●「協議会」

(自治体圏域～広域圏域)

- ※中核機関が事務局を担う。
- ※既存の会議（地域ケア推進会議、自立支援協議会、虐待防止ネットワーク会議等）の活用が可能。



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※中核機関は、家庭裁判所との適切な連携を確保する観点から、市町村と一体となって公的業務を担う（都道府県がこれをバックアップする）。

内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

付随計画③ 地方再犯防止推進計画

策定の背景

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとしています。

令和 3 年 3 月、法務省が「地方再犯防止推進計画策定の手引き（改訂版）」を作成し、具体的な取り組みの記載例として、以下を示しています。

【具体的な取り組みの記載例】

- 1 就労・住居の確保等のための取り組み
 - 就労の確保等
 - 住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取り組み
 - 高齢者または障がい者等への支援等
 - 薬物依存を有する者への支援等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取り組み
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取り組み
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取り組み
 - 民間協力者の活動の促進等
 - 広報・啓発活動の推進等
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取り組み

県の刑法犯検挙総数と再犯者検挙数をみると、令和 2 年の県の刑法犯検挙総数 1,807 件の中で再犯者検挙数は 834 件（刑法犯検挙総数全体の 46.2%）となっています（P24 参照）。再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、過去に犯罪や非行をした人が必要な支援を受けながら地域社会の中で孤立しないように関係団体と連携し、支える仕組みを構築していくことが重要となります。

施 策

本市においては、県の実施する事業と連携を図りつつ、犯罪を犯した人の生きづらさを軽減し生活再建ができるよう、再犯防止のため以下の事項に取り組みます。

（1）就労・住居の確保のための取り組み

生活困窮者自立支援事業等の施策を活用し支援を実施します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取り組み

県生活定着支援センター等との連携により、高齢や障がいのある人など福祉的な支援を必要とする人の相談に対応し支援を実施します。

(3) 学校等と連携した就学支援の取り組み

県非行立ち直り支援事業として実施している「あすくる」、市教育委員会と連携し支援を実施します。

※近江八幡市地域福祉計画「隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる」において、相談者の属性や相談内容にかかわらず相談を受け止め支援につなげる体制整備を行うとしており、上記(1)から(3)の項目については包括的な相談支援として受け止め、関係機関との連携により支援が実施できるようにしていきます。

(4) 民間協力者及び市民への広報・啓発活動

犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を保護司会、更生保護女性会、BBS会などの関係機関と連携のもと推進します。

(5) 保護司会等との連携強化

保護司会等との情報交換のための会議を開催します。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1) 庁内関係課の連携

地域福祉に取り組む関係課で構成する「地域福祉計画推進庁内会議」を設置します。この会議において、計画に基づく事業等の取り組み状況や課題を共有・確認し、互いに連携して実施できることはないか、また取り組み課題に対する対策・アイデアを様々な分野の所属が幅広い観点で議論することにより、効果的、効率的な事業推進を図ります。

2) 市社会福祉協議会等との連携

地域福祉の推進において、市と市社会福祉協議会は車の両輪となり、互いに連携・協力しながら取り組みを進めることが重要です。このため、市の地域福祉担当課と社会福祉協議会が定期的に話し合う場「地域福祉推進事務局会議」において、市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の取り組み状況や課題について確認し、対策等を検討します。また、適宜庁内の関係課や地域関係者の参加のもと実践に向けた話し合いを行います。

2. 計画の進捗管理・評価

地域福祉計画推進庁内会議において、計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」のプロセスを踏まえ、年度ごとに進行状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

また、中間年度には、関係団体代表や市民などの参画による進行管理・評価を実施し、評価結果をホームページなどを通じ市民に公表します。

さらに、最終年度には、各種のデータや市民アンケート調査の実施などにより、計画を総合的に検証・評価し、次期計画につなげていきます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
推進事業	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映 ・中間評価	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映	・年度計画 ・取り組み結果 ・検証・評価 →翌年の取り組みに反映 ・総括

参考資料 推進事業の実施担当課と関連計画等

【継続】第2次計画から引き続き取り組む事業

【拡充】第2次計画から内容を拡大させて取り組む事業

【新規】本計画から取り組む事業（各個別計画ではすでに取り組んでいる事業も含まれます）

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～

(1) 一人ひとりを尊重し理解し合う気持ちを育てる

①あらゆる機会を通じた福祉教育の推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市域や学区等における人権意識向上のための啓発の実施	人権・市民生活課	人権擁護に関する施策の基本計画
【継続】 障がい児者に対する理解促進のための啓発及び地域関係者等の取り組み支援	障がい福祉課	障がい者計画
【継続】 中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 小中学校や生涯学習の場における福祉教育の推進	学校教育課 生涯学習課	学習指導要領 教育振興基本計画 生涯学習社会づくり 推進計画
【新規】 市民や地域の支援者（自治会、民生委員・児童委員、学区社協、各種ボランティア等）に向けた新たな課題に対する理解促進のための啓発の実施	各課	

②相互理解を深めるための交流機会の拡充

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 多文化共生の理解を深めるための外国人住民との交流機会の提供	まちづくり協働課	多文化共生推進指針
【継続】 障がい児者や高齢者を含めたすべての市民が交流する機会の提供	市民共生センター	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 まちづくり協議会や学区社協等による様々な交流事業の周知・啓発と交流事業への事業所や企業の参加のための手法検討	福祉政策課 まちづくり協働課	

(2) 地域福祉の担い手を増やす

①地域福祉活動への参加促進と担い手の育成

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会と連携したボランティアの育成と活動支援の実施	福祉政策課	
【継続】 子育て支援や健康づくり、消費者被害防止など、地域の課題解決に取り組むボランティアの育成	人権・市民生活課 子ども支援課 健康推進課 (0次予防センター)	近江八幡市消費者教育推進計画 子ども子育て支援事業計画 健康はちまん21プラン
【拡充】 居場所の運営や各分野での地域福祉活動のリーダー等の養成研修の実施	長寿福祉課 まちづくり協働課	総合介護計画

②地域福祉活動を担うグループ・団体の支援

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの活動支援	福祉政策課	
【拡充】 地域の課題解決に取り組む団体の活動支援	まちづくり協働課 健康推進課	
【継続】 コミュニティセンターや総合福祉センター（ひまわり館）の使用料の減免制度による活動の支援	まちづくり協働課 各課福祉政策課	
【継続】 民生委員・児童委員や自治会への活動支援	福祉政策課	

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～

(1) 地域住民の多様なつながりと活躍の場をつくる

①誰もが気軽に集える居場所の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者 自立支援事業実施要綱
【継続】 介護予防事業の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進	長寿福祉課 健康推進課	
【継続】 ふれあいサロンやワンコインカフェ、子ども食堂などの取り組みに対する市社会福祉協議会との連携による支援	福祉政策課	
【継続】 総合福祉センター（ひまわり館）や市民共生センター（はつらつ館）、コミュニティセンターの利用促進	福祉政策課 市民共生センター まちづくり協働課	
【新規】 居場所設置のためのスペース提供等に関する企業等への啓発	福祉政策課	

②学区（小学校区）や町内会、自治会における福祉活動（見守り支えあい活動）の推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい会議の運営支援	福祉政策課	
【拡充】 各学区まちづくり協議会が実施する地域福祉活動の支援	福祉政策課 まちづくり協働課 企画課	安寧のまちづくり基本計画

(2) 組織間の連携強化と社会福祉法人等の活動を促進する

①地域の課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい推進委員会の運営支援	福祉政策課	
【新規】 地域の事業所、企業への見守り支えあい推進委員会への参加の働きかけ支援	福祉政策課	

②社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等の社会貢献の促進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 公益的な取り組みが責務とされた社会福祉法人への社会貢献活動実施の働きかけ	福祉政策課	
【継続】 配達や販売等の事業者・企業の協力による独居高齢者や老障介護世帯等の見守りの体制づくりと企業等の社会貢献の地域福祉分野への参加啓発	福祉政策課 長寿福祉課 障がい福祉課	
【継続】 近江八幡市ささえあい商助推進事業者の登録促進	長寿福祉課	総合介護計画

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～

(1) 様々な手法を活用した情報提供と相談体制を充実させる

①きめ細かな情報提供と身近な相談体制の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 各種相談窓口・機関の周知・啓発	福祉政策課	
【継続】 子育て世代包括支援センターによる妊娠から出産、子育てに関する総合的な相談支援の実施	子ども支援課 健康推進課	子ども子育て支援事業計画
【継続】 発達に課題のある子どもの保護者や支援者に対する相談支援の実施	発達支援課 (子ども発達支援センター) 幼児課 学校教育課	
【新規】 障がい者相談支援事業所と連携した障がい者相談の実施	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 地域包括支援センターによる総合相談の実施	長寿福祉課	総合介護計画
【新規】 福祉に関するサービス・事業の周知の充実	福祉政策課	
【新規】 民生委員・児童委員の活動の周知と活動支援の実施	福祉政策課	

②権利擁護の推進と虐待防止

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 成年後見制度の周知・啓発、利用促進	障がい福祉課 長寿福祉課	
【新規】 市社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業との連携強化	長寿福祉課 障がい福祉課	
【継続】 虐待や暴力防止に向けた各種法制度、相談窓口等の周知・啓発	障がい福祉課 子ども家庭相談室 長寿福祉課 人権・市民生活課	障がい者計画 子ども子育て支援事業計画 総合介護計画
【新規】 虐待・暴力の早期発見・早期対応の充実	子ども家庭相談室 長寿福祉課 障がい福祉課	子ども子育て支援事業計画 総合介護計画 障がい者計画・障がい福祉計画

(2) 隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる

①相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の整備

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 福祉暮らし仕事相談室を中心とした市内の相談支援体制充実のための体制整備	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者自立支援事業実施要綱
【継続】 市内外の関係機関との連携による支援体制の強化	福祉暮らし仕事相談室	生活困窮者自立支援法 近江八幡市生活困窮者自立支援事業実施要綱
【新規】 多職種連携体制の強化	福祉政策課	

②支援につながっていない潜在的ニーズの把握と課題の集約・分析・対応

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【新規】 見守り支えあい活動、民生委員・児童委員活動等を通じたアウトリーチによる潜在的ニーズの把握	福祉政策課	
【継続】 高齢者実態調査等の実施による地域課題の把握と取り組みの推進	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等	長寿福祉課	総合介護計画
【継続】 分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ	福祉政策課	

(3) 安全・安心な生活環境を整える

①誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 誰もが安心して利用できる歩行空間の整備	土木課	
【継続】 通学路の安全対策の推進	土木課 学校教育課	
【継続】 ユニバーサルデザインに配慮した市広報紙の発行	秘書広報課	
【継続】 ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの推進	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画

②生活支援の充実

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 市民が利用しやすい市民バス（あかこんバス）の運行	交通政策課	
【継続】 障がいのある人の外出及び移動のための支援の実施	障がい福祉課	障がい者計画・障がい福祉計画
【新規】 ボランティア等による移動支援の実施への支援策の検討	福祉政策課 長寿福祉課	
【新規】 自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施支援	福祉政策課	
【新規】 介護予防・生活支援サービスの確保、充実	長寿福祉課	

③災害時の対応、防犯・防災活動などの推進

第3次計画 推進事業名	担当課	関連計画等
【継続】 SNSも含めた幅広い方法による不審者情報や消費生活情報、防災情報の配信とその普及促進	人権・市民生活課 危機管理課	地域防災計画
【継続】 消費者問題に対する市民の意識向上のための学習機会の提供	人権・市民生活課	消費者教育推進計画
【継続】 近江八幡駅南口防犯ステーションや街頭啓発等を通じた市民の自主防犯意識の向上	人権・市民生活課	
【継続】 自主防災組織の設置推進と育成	危機管理課	地域防災計画
【継続】 防災部局との連携による避難行動要支援者の円滑な避難支援体制の構築促進と災害ボランティアセンターの設置支援	危機管理課 福祉政策課	地域防災計画
【新規】 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援	福祉政策課	
【新規】 福祉避難所の充実	福祉政策課	

地域福祉計画策定委員会設置要綱及び委員名簿

1) 近江八幡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年10月1日

告示第391号

改正 平成28年4月22日告示第102号

令和3年3月1日告示第33号

(設置)

第1条 本市における地域福祉の推進に当たり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、近江八幡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に提言するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、25名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業所の代表者
- (4) 福祉医療関係者
- (5) 公募委員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(平28告示102・令3告示33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平28告示102・令3告示33・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が災害、感染症の拡大等の理由により委員が会議に出席することが困難であると認めるときは、会議を開催せず、議事について書面により委員の意見を求め、及び書面による表決をすることができる。

(令3告示33・一部改正)

(部会)

第7条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年告示第102号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和3年告示第33号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2) 地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

◎：委員長、○：副委員長

所属・職名	委員名
学識経験者 龍谷大学短期大学部 学部長	◎中根 真
近江八幡市社会福祉協議会	○高木 富砂子
近江八幡市連合自治会	中田 全一
近江八幡市まちづくり協議会連絡会	安田 惣左衛門
近江八幡市民生委員児童委員協議会	坂井 近
近江八幡市総合介護市民協議会	安田 誠人
近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会	堀尾 毅
子ども子育て会議	河村 加恵
人権擁護委員会	大黒 隆
教育委員会 教育委員	八耳 哲也
保護司会	福永 利明
ボランティア団体 NPO法人Moms fun	秋村 加代子
見守り支え合い推進会議	北本 浩子
ささえあい商助推進事業者	田中 誠
公募委員	今宿 順市
福祉保険部長	久郷 浩之
子ども健康部長	青木 勝治

地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱及び委員名簿

1) 地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市地域福祉計画を策定するため、地域福祉計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討会議は、近江八幡市地域福祉計画の策定について必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表1に定める所属の所属長とする

2 委員長は福祉政策課長とし、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、検討会議の会議を主宰し、検討会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庁内プロジェクト会議)

第5条 検討会議は、庁内プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を置くことができる。

2 プロジェクト会議では、検討会議での検討を円滑に行うための情報収集および基礎的な検討を行う。

3 プロジェクト会議に属する委員は、別表1に定める所属の担当職員とする。

4 プロジェクト会議での協議経過及び結果は検討会議に報告するものとする。

5 プロジェクト会議には、プロジェクト会議における協議を円滑に行うため、部会を別に置くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会議は、第1条の目的を達成するまでの期間設置する。

(事務局)

第7条 検討会議およびプロジェクト会議の事務局は、福祉保険部福祉政策課内に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会議に諮り、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表1(第3条・第5条関係)

企画課・まちづくり協働課・危機管理課・人権・市民生活課・福祉政策課・援護課 障がい福祉課・介護保険課・長寿福祉課・保険年金課・子ども支援課・幼児課 健康推進課・発達支援課・学校教育課・生涯学習課

2) 地域福祉計画策定庁内検討会議 委員名簿

所属名	職名	委員名
企画課	次長(兼課長)	津田 博一
まちづくり協働課	課長	深尾 朋広
危機管理課	課長	橋本 猛
人権・市民生活課	課長	泉野 高儀
福祉政策課	課長	上田 敏貴
援護課	次長(兼課長)	長村 周作
障がい福祉課	課長	奥村 信満
介護保険課	課長	馬場 真由美
長寿福祉課	課長	眞野 善博
保険年金課	課長	大林 一裕
幼児課	課長	畑 明宏
子ども支援課	課長	川端 あゆみ
健康推進課	課長	東 勉
発達支援課	課長	大橋 直喜
学校教育課	次長(兼課長)	森 茂次
生涯学習課	課長	東 繁

3) 地域福祉計画策定庁内プロジェクト会議 委員名簿

所属名	職名	氏名
企画課	主事	今井 健晴
まちづくり協働課	副主幹	中村 浩一
危機管理課	主査	青島 裕明
人権・市民生活課	主任主事	吉永 志乃
援護課	主任社会福祉士	小出 祐美子
障がい福祉課	副主幹	野洲 操
介護保険課	課長補佐	田中 敦美
長寿福祉課	課長補佐	西澤 幸子
保険年金課	課長補佐	岡村 祥子
子ども支援課	課長補佐	鈴木 大輔
幼児課	課長補佐	北川 博也
健康推進課	副主幹	井上 千尋
発達支援課	主査	石原 昌樹
学校教育課	課長補佐	熊野 美穂
生涯学習課	主任主事	清水 敬太

計画策定の経過

1) 地域福祉計画策定委員会

項目	実施日	議事
第1回	書面決議 承認日 令和3年8月20日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年10月29日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年12月17日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について
第4回	令和4年3月11日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画素案の検討

2) アンケート調査

項目	調査期間	対象
市民調査	令和3年7月16日～7月31日	住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民の中から、3,000人を無作為抽出
民生委員・児童委員調査	令和3年7月2日～8月13日	民生委員・児童委員202人(悉皆)
関係団体調査	令和3年6月29日～7月20日	市社会福祉協議会登録ボランティア団体80団体
福祉事業所調査	令和3年6月29日～7月20日	市内の福祉事業所163事業所
福祉以外事業所調査	令和3年8月～9月20日	市内の事業所1,730か所

3) パブリックコメント

実施期間：令和4年2月1日～令和4年2月21日

4) 地域福祉計画策定庁内検討会議

項目	実施日	議事
第1回	令和3年8月2日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年9月29日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年11月26日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について

5) 地域福祉計画策定庁内プロジェクト会議

項目	実施日	議事
第1回	令和3年8月2日	(1) 第3次計画策定の背景、計画の位置づけについて (2) 策定手法、策定体制について (3) 第2次計画体系図、地域福祉圏域の考え方について (4) 策定スケジュールについて
第2回	令和3年9月17日	(1) 各種アンケート調査結果報告 (2) 第2次計画の取り組み結果と課題について (3) 第3次計画骨子案(施策体系)について (4) 第3次地域福祉活動計画の策定状況について
第3回	令和3年11月19日	(1) 第3次地域福祉計画素案の検討 (2) 第3次地域福祉活動計画の施策体系について

